



経済連携協定(EPA)に係る 原産地規則の概要

－ 輸入化学品を中心に －

東京税関業務部総括原産地調査官

本日の説明事項

1. 経済連携協定の現状
2. 原産品に関する原則的規定
3. 化学品にみられる規則
4. 原産地規則の手続的規定
5. 原産地認定のケーススタディ

1. 経済連携協定の現状

(1) 進捗状況

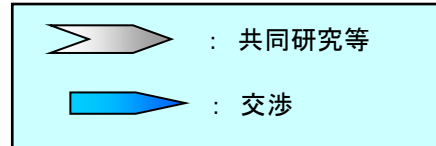
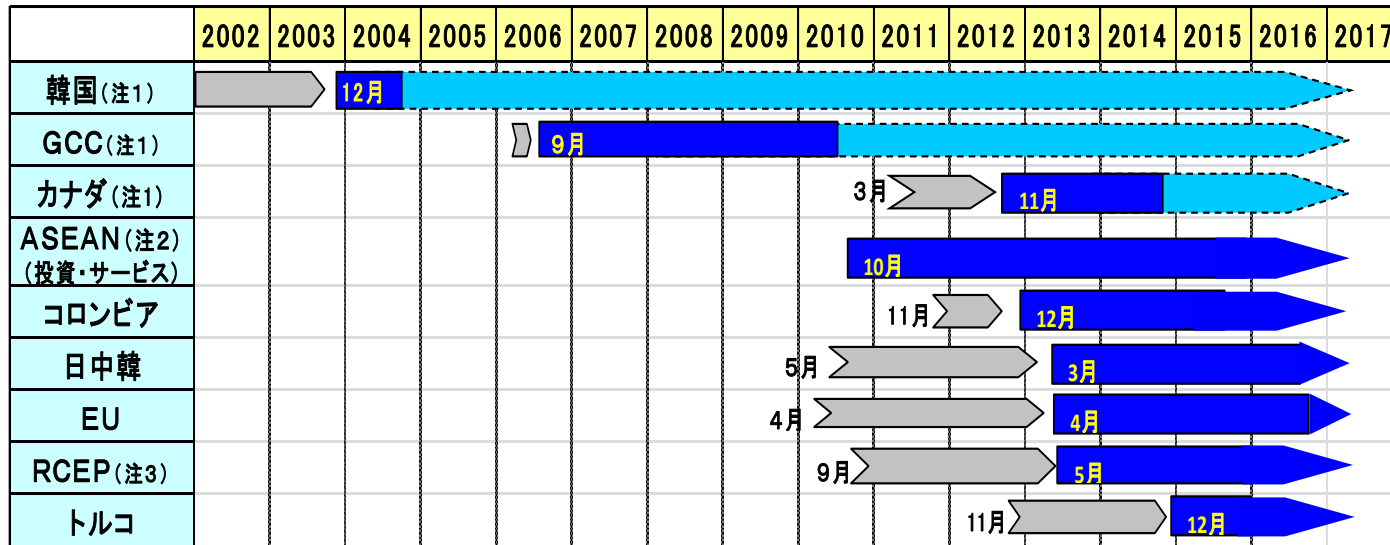
(2) 各関税率の例

(3) 関税上の特惠待遇

各国との交渉中EPAの進捗状況 (2017.1時点)

日本は、2002年に発効した日シンガポールEPA以降、これまで**15のEPA**を発効

各国とのEPAの進捗状況



(注1)日韓EPA、GCC(*)、日カナダ経済連携協定:交渉延期中又は中断中

(*)GCC(湾岸協力理事会):アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計6か国)

(注2)ASEANとの日ASEAN包括経済連携協定は、物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注3)RCEP(東アジア地域包括的経済連携):ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計16か国)

(注4)TPP(環太平洋パートナーシップ):シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)

※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効(2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年4月発効(2012年4月改定)	スイス	2009年9月発効
マレーシア	2006年7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年9月発効	インド	2011年8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年3月発効
インドネシア	2008年7月発効	豪州	2015年1月発効
ブルネイ	2008年7月発効	モンゴル	2016年6月発効
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注4)	2016年2月署名(未発効)

これらEPA発効国・地域との貿易については、EPA税率の適用が可能

※インドネシアは未発効

化学品の関税率の例

税番	品名	MFN税率 Most-Favored-Nation Treatment =最恵国待遇※	GSP税率 Generalized System of Preferences=一般特惠制度	EPA税率 Economic Partnership Agreement = 経済連携協定
2803.00	炭素	WTO3.9%	FREE	FREE
3206.11	二酸化チタンをもととした顔料及び調製品 (二酸化チタンの含有量が乾燥状態において全重量の80%以上のもの)	WTO3.2%	FREE	FREE
3926.10	その他のプラスチック製品 (事務用品及び学用品)	WTO4.8%	FREE	FREE

※最恵国待遇=WTO協定加盟国は他の全加盟国の同種の産品について同じ関税率を適用

(具体的には、基本税率又は暫定税率とWTO協定税率のいずれか低い税率が適用されます。)

関税上の特惠待遇

貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

(例) 日タイEPA 第18条 関税の撤廃

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、附属書1の自国の表において関税の撤廃又は引下げの対象として指定した他方の締約国の原産品について、当該表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

→ 日本が約束した関税の撤廃又は引き下げは、**タイ原産品**について適用される。

日タイEPAに基づいて適用される税率も「特惠税率」という。

関税上の特惠待遇

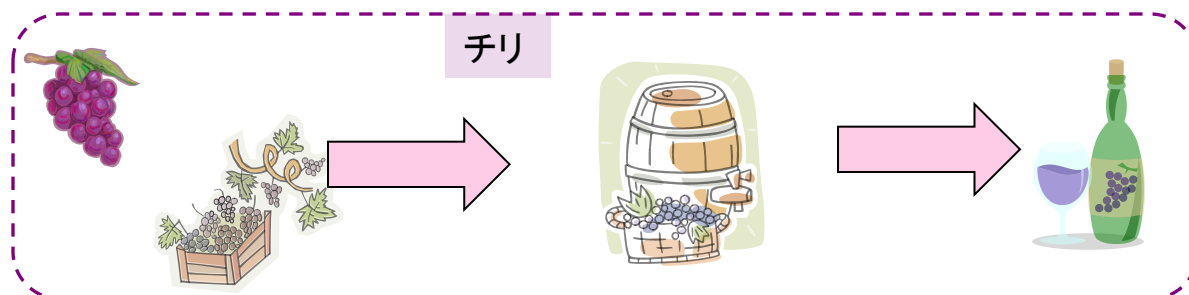
貨物の輸入に際し、一般の関税率よりも低い関税率が適用されること

- **一般特惠(GSP)に基づく税率**
開発途上国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低い一般特惠税率を適用。
- **経済連携協定(EPA)に基づく税率**
EPA締約国の**原産品**に対して、一般の関税率よりも低いEPA税率を適用。

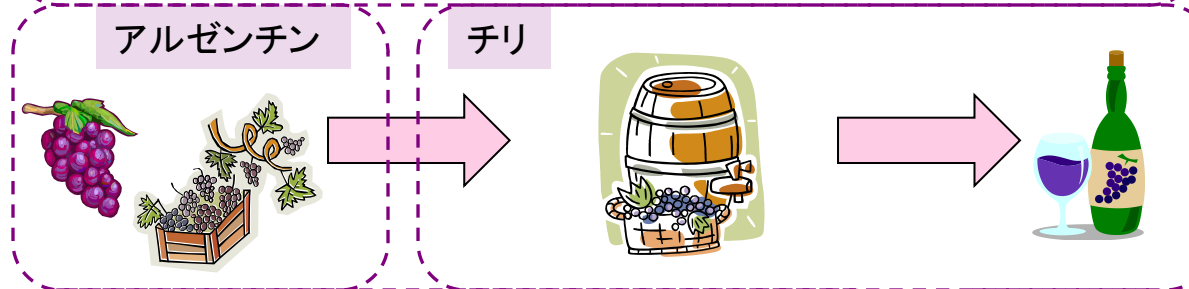
2. 原産品に関する原則的規定

- (1) 原産品とは？**
- (2) 特恵税率適用のための条件**
- (3) 原産地基準**
- (4) 原産品に関する救済的規定**

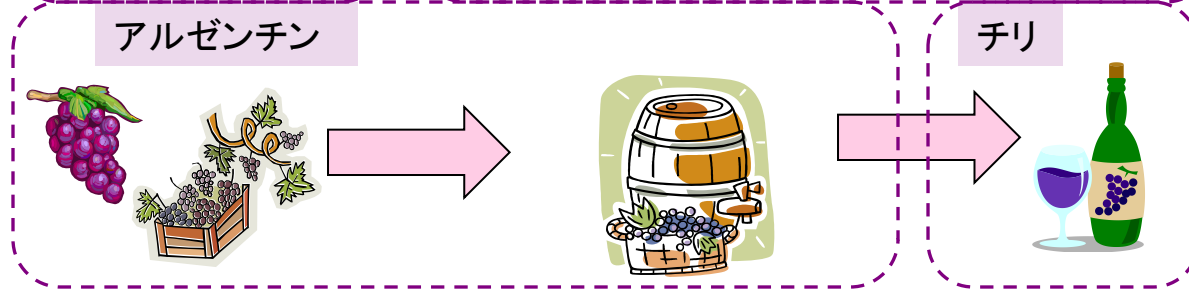
特惠税率を適用する相手国の産品とは？



チリから輸入されたワイン
といっても、材料や製造工程に着目するといろいろなものがある。



EPAによる特惠税率の対象となる**相手国のワイン**とは何か決めておく必要がある。



ぶどうを収穫

醸造

ビン詰め

原産地基準を定め、原産地基準を満たす原産品のみを特惠税率適用の対象とする。

2. 原産品に関する原則的規定 (1)原産品とは？

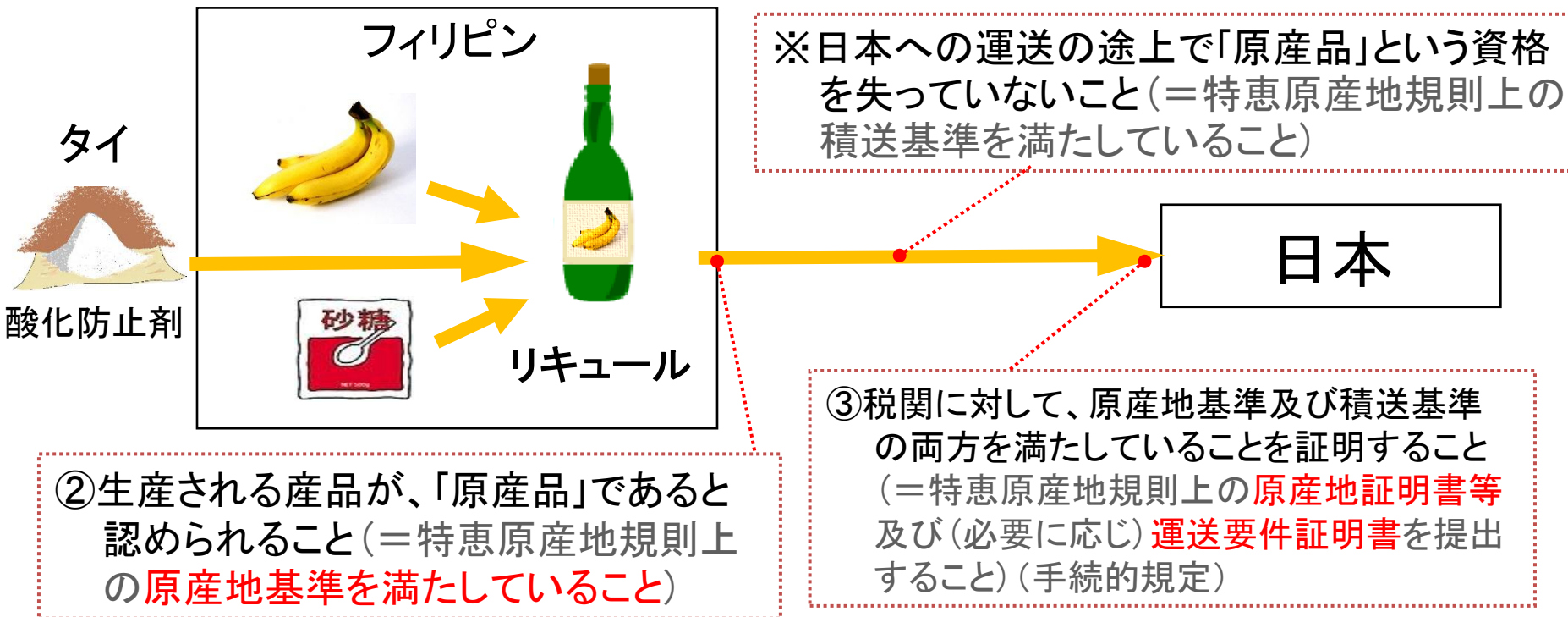
「原産地」とは、

- ①ひとりで勝手に「**決まる**」ものではなく、
- ②ある目的(政策目的)を達成するために(当該目的を達成することができるように)「**決める**」ものである。

生産国=原産国でない
場合がある。

特恵税率適用のための条件

- ① 輸入される産品に関して、**特恵税率が設定**されていること
(EPA: 協定の譲許表、一般特恵: 暫定措置法別表)



特恵税率適用のためには①②③の全てを満たす必要がある

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

■ 手順1 関税分類番号の確認

– 輸入しようとする製品の

関税分類番号「**HS番号及び統計細分**」を確認

HS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)の品目表の番号
6桁まであり、同条約締結国間で共通。

類(2桁)・・・(例)第29類

項(4桁)・・・(例)第29.25項

号(6桁)・・・(例)第2925.11

目(9桁)
6桁以降は各国別の統計細分であり、日本の場合は3桁で設定。
HS6桁に細分3桁を加えた9桁を統計番号という。

統計番号(9桁)・・・(例)2925.19-100

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

第29類 有機化学品

統計番号		品名
番号		Description
29.25		カルボキシイミド官能化合物(サッカリン及を含む。)及びイミン官能化合物
		イミド及びその誘導体並びにこれらの塩
2925.11	000	サッカリン及びその塩
2925.12	000	グルテチミド(INN)
2925.19		その他のもの
	100	— エチレンビスプロモノルボルナンジカルオ — びエチレンビステトラプロモフタルイミト
	900	— その他のもの

“EPA特恵税率が設定されていること”の確認

手順2 EPA特恵税率の確認

第6部 化学工業(類似の工業を含む。)の生産品

第29類 有機化学品

EPA特恵税率

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)									
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippin	
2905.17 000	ドデカン-1-オール(ラウリルアルコール)、ヘキサデカン-1-オール(セチルアルコール)及びオクタデカン-1-オール(ステアリルアルコール)	5.6%		4.7%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.19 000	その他のもの 不飽和一価アルコール	5.6%		4.7%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.22 000	非環式テルペンアルコール	5.3%		4.4%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.29 000	その他のもの 二価アルコール	4.6%		3.9%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.31 000	エチレングリコール(エタンジオール)	9.6%		5.5%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.32 000	プロピレングリコール(プロパン-1,2-ジオール)	8.4%		5.5%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.39 000	その他のもの その他の多価アルコール	4.6%		3.1%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.41 000	2-エチル-2-(ヒドロキシメチル)プロパン-1,3-ジオール(トリメチロールプロパン)	4.6%		3.1%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.42 000	ペンタエリトリール	4.6%		3.1%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.43 000	マンニトール	4.6%		2.8%	無税		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税
2905.44 000	D-グルシトール(ソルビトール)	20%		17%	10.2%	無税	関税割当数量以内のもの 無税				関税割当数量以内のもの 3.4%				その他のもの 12%	

EPA特恵税率の
設定なし

物品を日本に輸入する場合のEPA特恵税率は、税関のウェブサイトの「実行関税率表」で調べることができます。(税関ウェブサイト 実行関税率表)

<http://www.customs.go.jp/tariff/>

原産地基準3つのカテゴリー

日タイEPA 第28条 原産品

1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

(a) 当該締約国において完全に得られ、又は生産される産品であって、2に定めるもの

完全生産品

(b) 当該締約国の**原産材料**のみから当該締約国において完全に生産される産品

原産材料のみから生産される産品

(c) **非原産材料**をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

実質的変更基準を満たす産品

原産地基準 3つのカテゴリー

(a) 完全生産品

材料をどこまで遡っても
原産材料のみ

(b) 原産材料のみから 生産される産品

材料の材料(2次材料)の
うち、少なくとも1つは
非原産材料

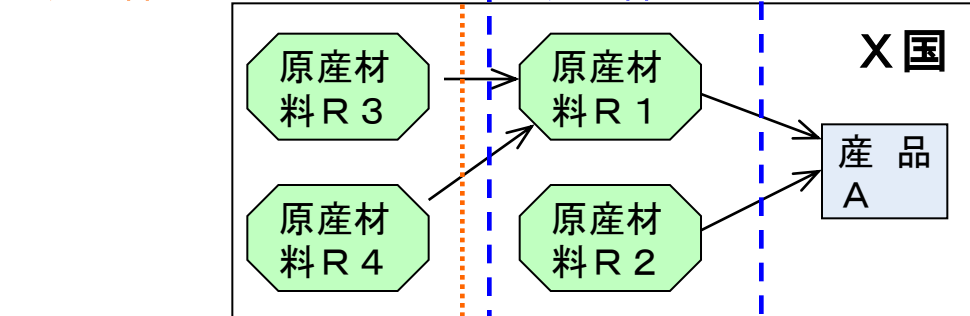
(c) 実質的変更基準を 満たす産品

材料(1次材料)のうち、
少なくとも1つは非原産
材料

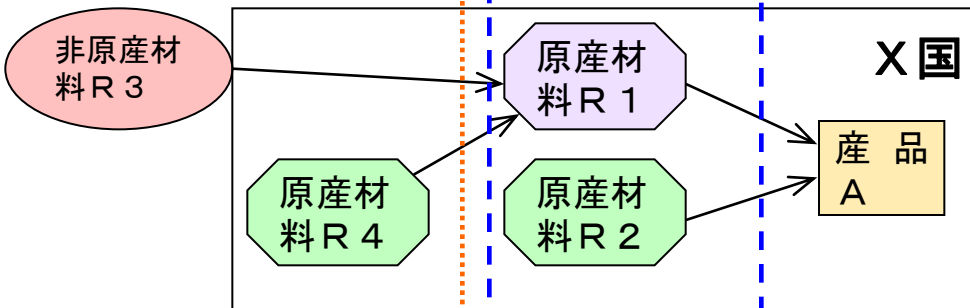
(注)協定上「1次材料」、「2次材料」の定義はないが、本説明においては、便宜上、製品の生産に直接使用される材料を1次材料、1次材料の生産に直接使用される材料を2次材料と呼ぶこととする。

2次材料

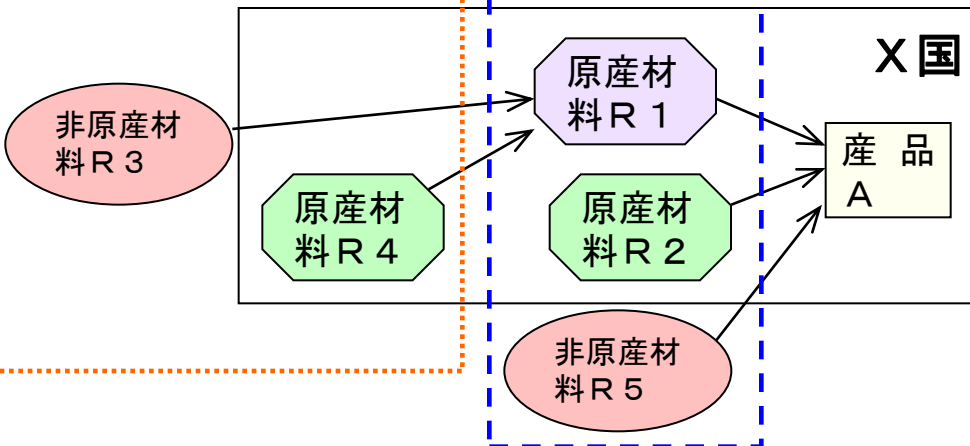
1次材料



(a)



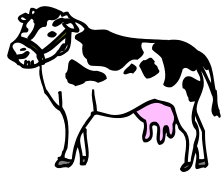
(b)



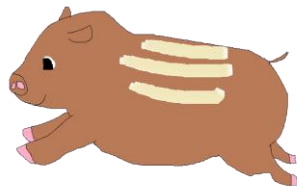
(c)

完全生産品

日タイEPA 第28条2



(a) 生きている動物であって、タイにおいて生まれ、かつ、成育されたもの
(家畜等)



(b) タイにおいて狩猟、わなかけ、漁ろう、採集又は捕獲により得られる動物
(捕獲野生動物等)



(c) タイにおいて生きている動物から得られる産品
(牛乳、卵等)



(d) タイにおいて収穫され、採取され、又は採集される植物及び植物性生産品
(切り花等)



(e) タイにおいて抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質
(原油等)



(f) タイの船舶(定義あり)により、タイ及び日本の領海外の海から得られる水産物その他の産品
(公海で捕獲した魚等)

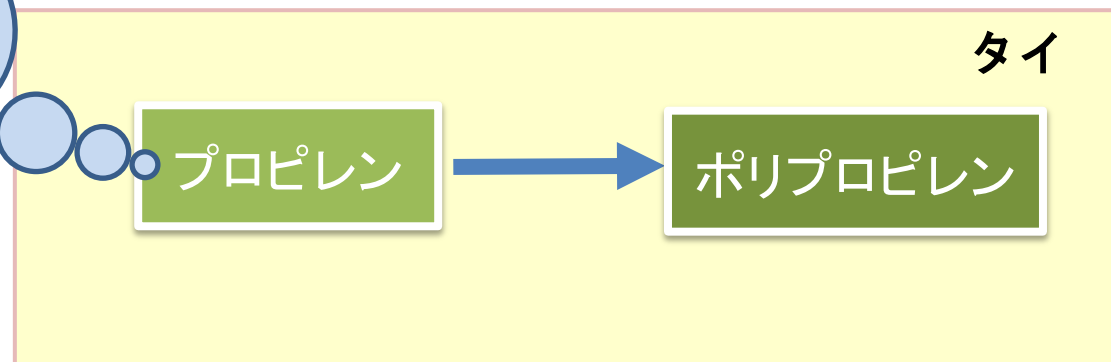
(g) ~ (k) 略



(l) (a) から (k) までに規定する産品のみから得られ、又は生産される産品
((e) に該当する原油から得られた灯油等)

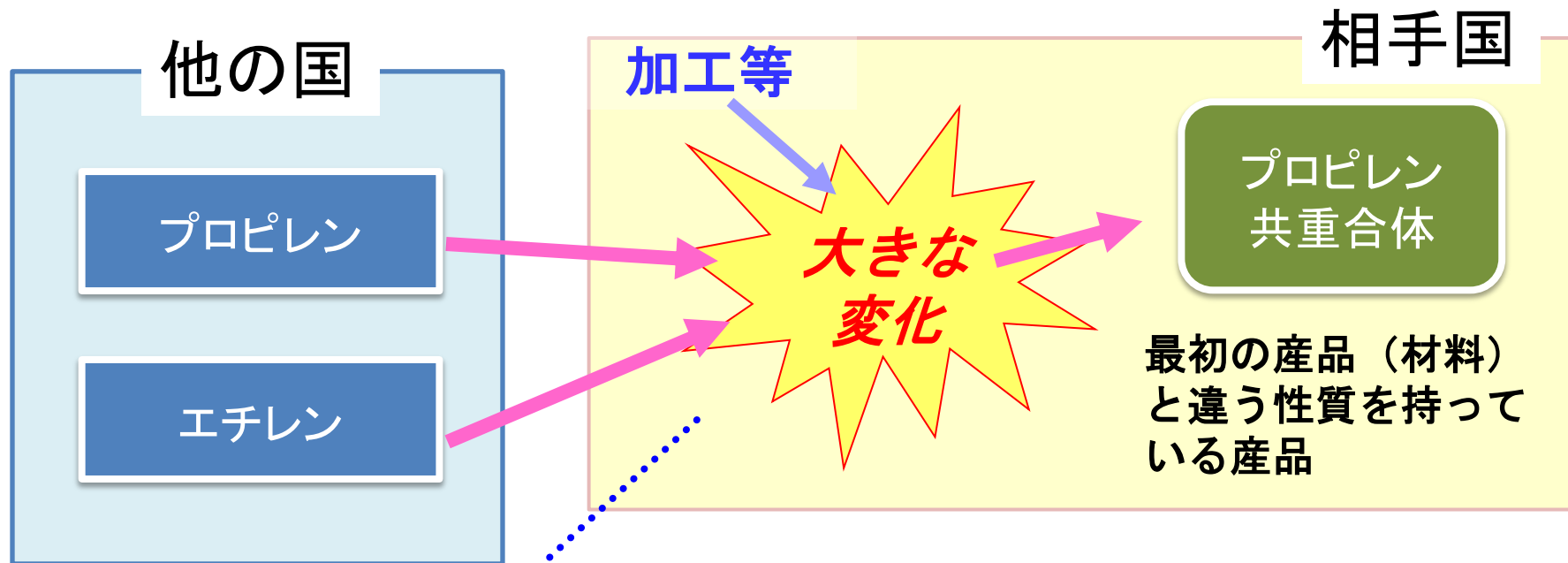
原産材料のみから生産される産品

生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は1カ国で生産・製造が完結しているように見えるが、原産材料の材料に他の国の材料(非原産材料)を使用しているもの



実質的変更基準を満たす産品

他の国の材料(非原産材料)を直接使用し、「大きな変化」を伴う加工が行われ製造された物品。



この「**大きな変化**」を「**実質的変更**」と呼び、「実質的変更」が起こった国を原産地とする考え方を「**実質的変更基準**」と呼ぶ。

そして、このような産品を「**実質的変更基準を満たす産品**」と呼ぶ。

実質的変更基準の種類

- 関税分類変更基準

すべての**非原産材料**と製品の関税分類番号に特定の変化があれば、実質的変更があったとする基準

- 付加価値基準

付加された価値が、ある基準以上であれば、実質的変更があったとする基準

- 加工工程基準

非原産材料に特定の加工工程がほどこされれば、実質的変更があったとする基準

⇒これらの基準は、EPAの「品目別規則」(例えば、日タイEPA附属書2)に規定されている。

品目別規則

非原産材料が使用されている製品について、その国の**原産品**として認められるために**必要なルール(※)**をHS番号毎に具体的に表したもので、EPA毎に定められている。

(※)関税分類変更基準、付加価値基準及び加工工程基準のこと

(例) 日タイEPA

3 3
9 9
. 0
1 1
4 1

第三九類

プラスチック及びその製品

品33工程のていて使用33ント原品33料品3第
への99の各化学いていされ99の産資への9第
の関. . 工程反いはずれか非の格の当. 3
税1. 0 若し、の、れかの原の割該. 9
分4 1 しくは、の、れかの原の割該. 9
類項項から第は、の、れかの原の割該. 9
の項から第は、の、れかの原の割該. 9
変項の第は、の、れかの原の割該. 9
更まの第は、の、れかの原の割該. 9
をの各第は、の、れかの原の割該. 9
必の項の第は、の、れかの原の割該. 9
要の産の第は、の、れかの原の割該. 9

品目別規則

※日アセアンEPA品目別規則に 記載される略号の例

CC (Change of Chapter)
→ 2桁(類)の変更

CTH (Change of Tariff Heading)
→ 4桁(項)の変更

CTSH (Change of Tariff Subheading)
→ 6桁(号)の変更

- (b) 「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって二桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。
- (c) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって四桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。
- (d) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、統一システムの関税分類の変更であって六桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

累積

相手国の原産品を自国の原産材料とみなすという考え方

日ベトナムEPA 第3809.10号 品目別規則

CTH(第11.08項又は第35.05項からの変更を除く。)

非原産材料のでん粉 (第11.08項) が
品目別規則を満たしていないことから、
製品はベトナムの原産品とは認められない。

しかし...

でん粉が**日本の原産品**の場合、累積の考え方を適用して、ベトナムの原産材料とみなすことが可能となり、その結果、製品は日ベトナムEPA上のベトナム原産品と認められる。

ベトナム原産品の資格を獲得し易い
という大きなメリットがある。



※原産地証明書に「ACU」の記載が必要

僅少の非原産材料

関税分類変更基準を満たさない非原産材料があったとしても、それがごく僅かなものなら無視しようという考え方

日インドEPA 第3923.30号 品目別規則

当該各号が属する項以外の項の材料からの変更

非原産材料のプラスチック製のふた
(第39.23項)が品目別規則を満たしていないことから、製品はインドの原産品と認められない。

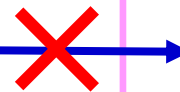
プラスチック製の瓶の価額の
5% ← 日インドEPAのこの品目の場合、
10%以下なら僅少の非原産材料の規定
が適用可能

製品は日インドEPA上のインド原産品と
認めることが可能となる。

中国
プラスチック
製のふた
第3923.50号



¥5



インド
プラスチック製の瓶
第3923.30号



¥100

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第1類	第2類、 第3類	第4類- 第8類	第9類	第10類- 第14類	第15類	第16類	第17類	第18類	第19類	第20類	第21類	第22類	第23類	第24類	
日シンガポール	×										製品のFOB価額の7%以下		×			
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)	×	製品の取引価額の10%以下(※1)				×	製品の取引価額の10%以下(※1)								
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×															
日チリ	×										製品のFOB価額の7%以下	2008.92：製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の7%以下	×		
												2008.92以外：製品のFOB価額の7%以下				
日タイ	×										製品のFOB価額の7%以下					
日アセアン包括	×				製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00：製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下	2103.90：製品のFOB価額の7%以下		製品のFOB価額の10%以下	×			
							その他：×			その他：×						
日スイス	製品の工場渡し価額の7%以下															
日ベトナム	×		0901.21, 0901.22：製品のFOB価額の10%以下	×		製品のFOB価額の10%以下		×	1803.10, 1803.20, 1805.00：製品のFOB価額の10%以下	製品のFOB価額の10%以下		2103.90：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下		×	
			その他：×						その他：×			その他：×				
日インド	×					製品のFOB価額の7%以下	1604.20, 1605.20, 1605.90：×	製品のFOB価額の7%以下				2101.11, 2101.20, 2106.10, 2106.90：×	2207.10, 2207.20：×	製品のFOB価額の7%以下		
							その他：製品のFOB価額の7%以下					その他：製品のFOB価額の7%以下	その他：製品のFOB価額の7%以下			
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下(※2)	×	製品のFOB価額の10%以下(※2)				×	製品のFOB価額の10%以下(※2)								
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下(※3)															
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下(※4)															

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※2：製品の生産に使用する非原産材料が協定第44条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※3：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・4条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。
 ※4：製品の生産に使用する非原産材料が協定第3・6条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

***適用できる品目、閾値はEPAごとに異なる。**

僅少の非原産材料の適用対象品目の比較表

	第25類	第26類-第27類	第28類	第29類	第30類-第34類	第35類	第36類-第37類	第38類	第39類-第45類	第46類	第47類-第49類	第50類	第51類	第52類	第53類	第54類-第63類	第64類-第97類
日シンガポール	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日メキシコ	製品の取引価額の10%以下(※1)		製品の取引価額の10%以下									関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸の総重量が当該材料の総重量の7%以下である場合(※5)				製品の取引価額の10%以下	
日マレーシア 日インドネシア 日ブルネイ 日フィリピン	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日チリ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の7%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日タイ	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日アセアン包括	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日スイス	製品の工場渡し価額の10%以下(※6)											製品の重量の7%以下				製品の工場渡し価額の10%以下	
日ベトナム	×		製品のFOB価額の10%以下									製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日インド	2501.00：製品のFOB価額の7%以下	×	製品のFOB価額の10%以下	2906.11, 2918.14, 2918.15, 2940.00：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3505.10, 3505.20：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	3809.10, 3824.60：製品のFOB価額の7%以下	製品のFOB価額の10%以下	4601.29, 4601.94, 4602.19：×	製品のFOB価額の10%以下	5001.00, 5003.00：×	51.02, 51.03：×	52.01—52.03：×	53.01, 53.02：×	製品の重量の7%以下	製品のFOB価額の10%以下
その他：×	2905.44：×			3502.11, 3502.19：×		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下		その他：製品のFOB価額の10%以下	その他：製品の重量の7%以下				
日ペルー	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日オーストラリア	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	
日モンゴル	製品のFOB価額の10%以下											製品の重量の10%以下				製品のFOB価額の10%以下	

※1：製品の生産に使用する非原産材料が協定第25条の規定に従って原産品とされる製品と異なる号に掲げられる場合に限り適用される。

※5：製品の関税分類を決定する材料に含まれる特定の繊維又は糸が所定の関税分類変更を満たしていないことを理由として当該製品が原産品と認められない場合に限り適用される。

※6：例外として、第32.04項及び第34.02項は、製品と同じ項に属する非原産材料については工場渡し価額の20%以下の場合と規定されている。

***適用できる品目、関値はEPAごとに異なる。**

3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介

(1) 同格ルールと加工工程の定義

(2) 間接材料

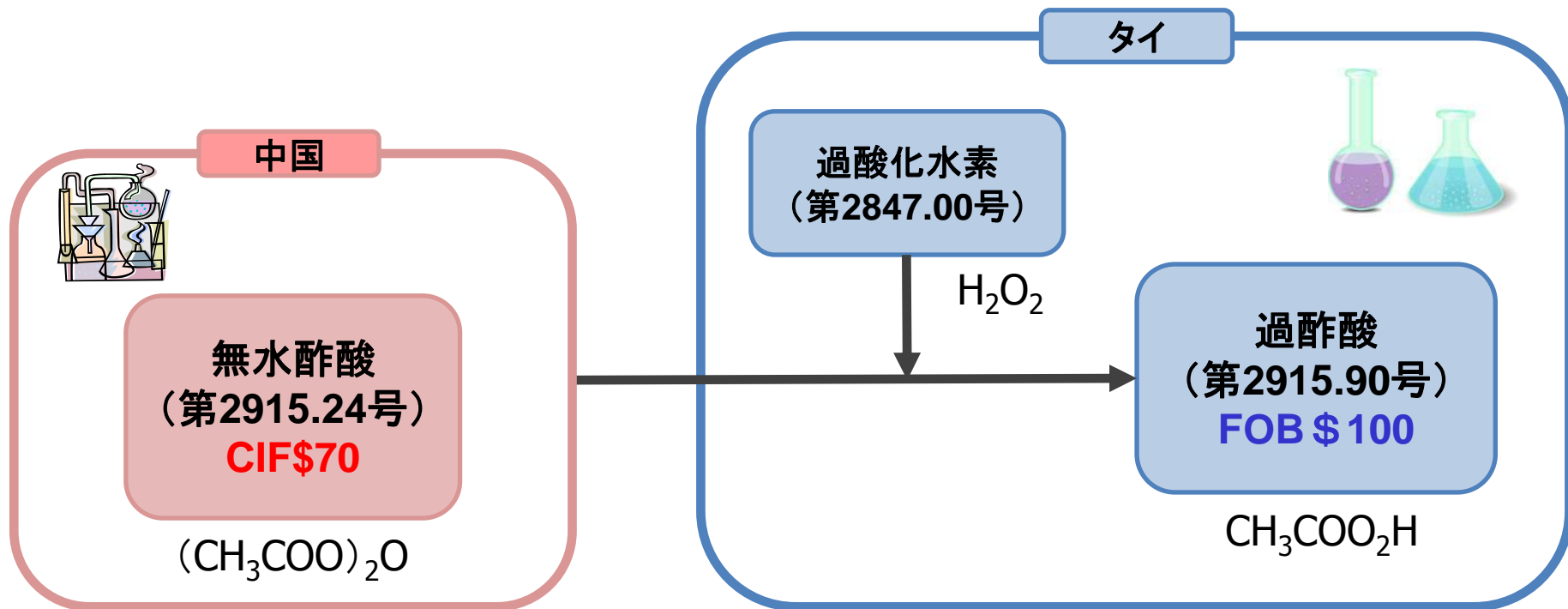
3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (1) 同格ルールと加工工程の定義

同格ルール=どれか1つを満たせばよいというもの。目印は、「又は」

過酢酸(第2915.90号)の例

日タイEPA 品目別規則 第2914.11号-第2918.13号

- ①第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
 - ②原産資格割合が40%以上であること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
- 又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



※無水酢酸に過酸化水素を加えると、過酢酸以外に水が生成するが、この事例では考慮しない。

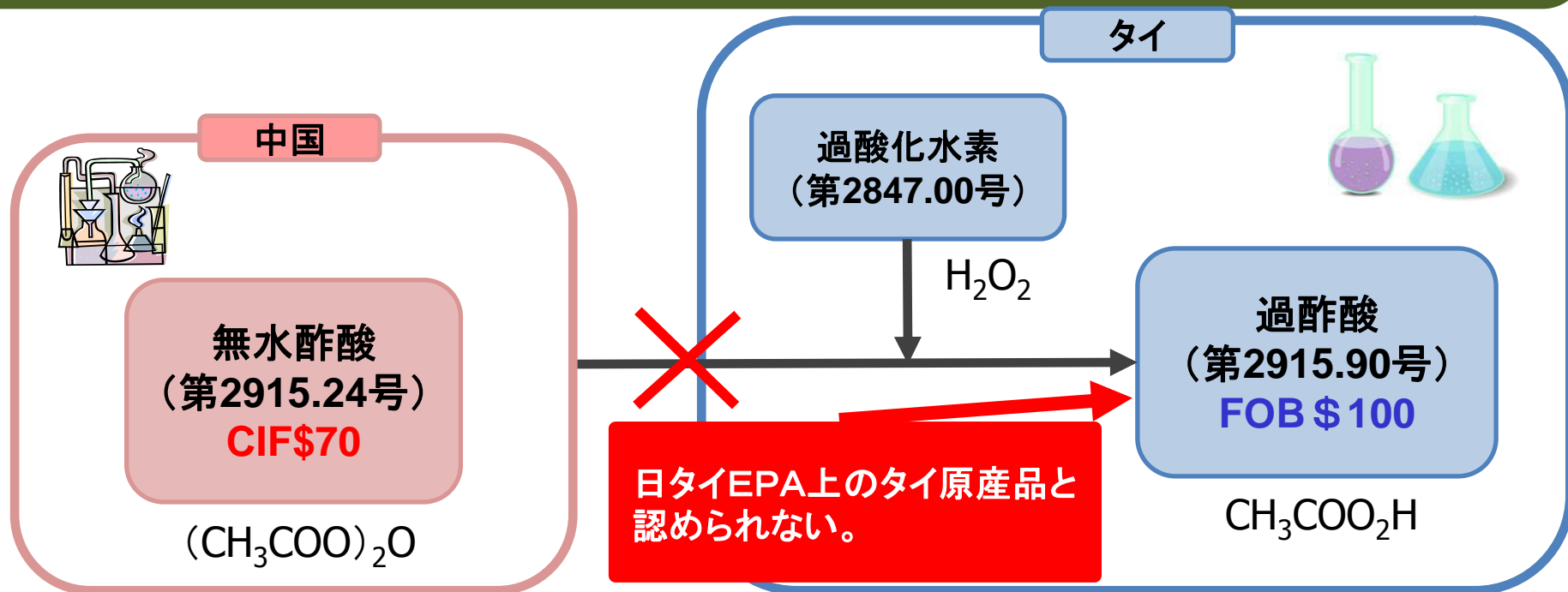
3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (1) 同格ルールと加工工程の定義

過酢酸(第2915.90号)の例

どれか1つを満たせばよい

日タイEPA 品目別規則 第2914.11号—第2918.13号

- ①第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産資格割合が40%以上であること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



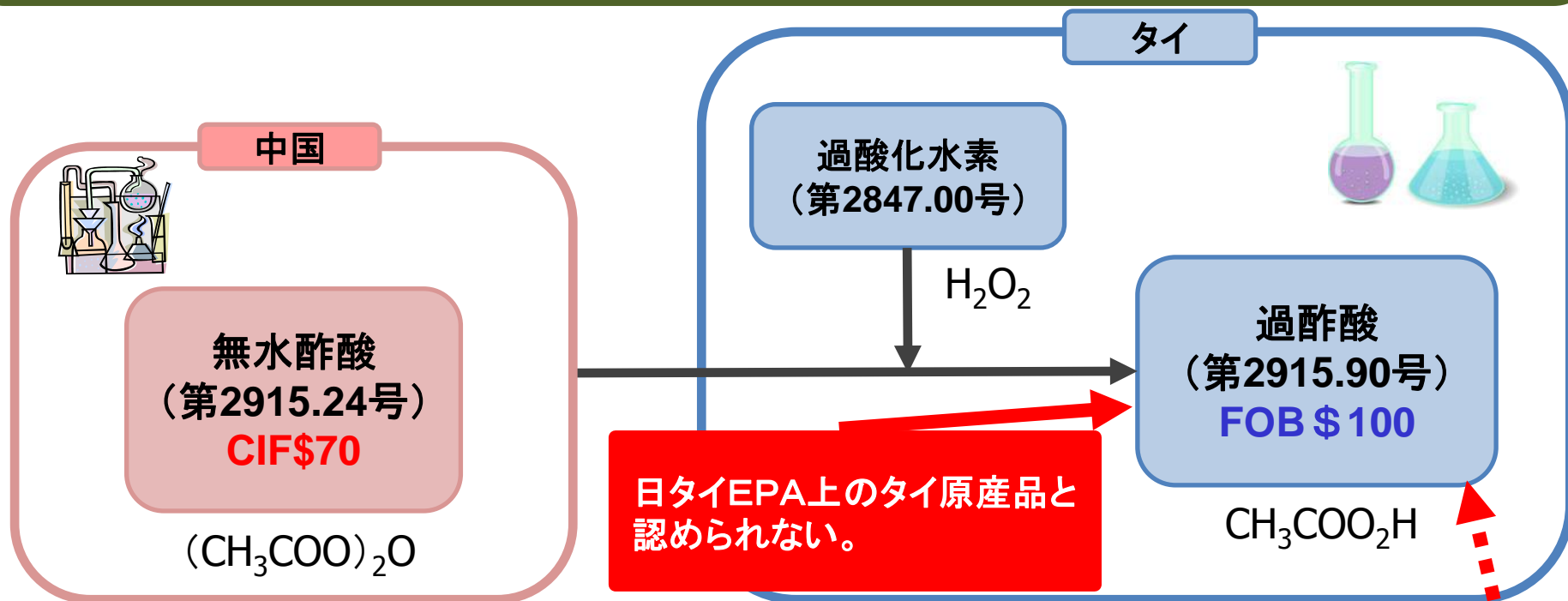
3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (1) 同格ルールと加工工程の定義

過酢酸(第2915.90号)の例

どれか1つを満たせばよい

日タイEPA 品目別規則 第2914.11号—第2918.13号

- ①第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
 - ②原産資格割合が40%以上であること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
- 又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (CIF)}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{100 - 70}{100} \times 100 = 30\% < 40\%$$

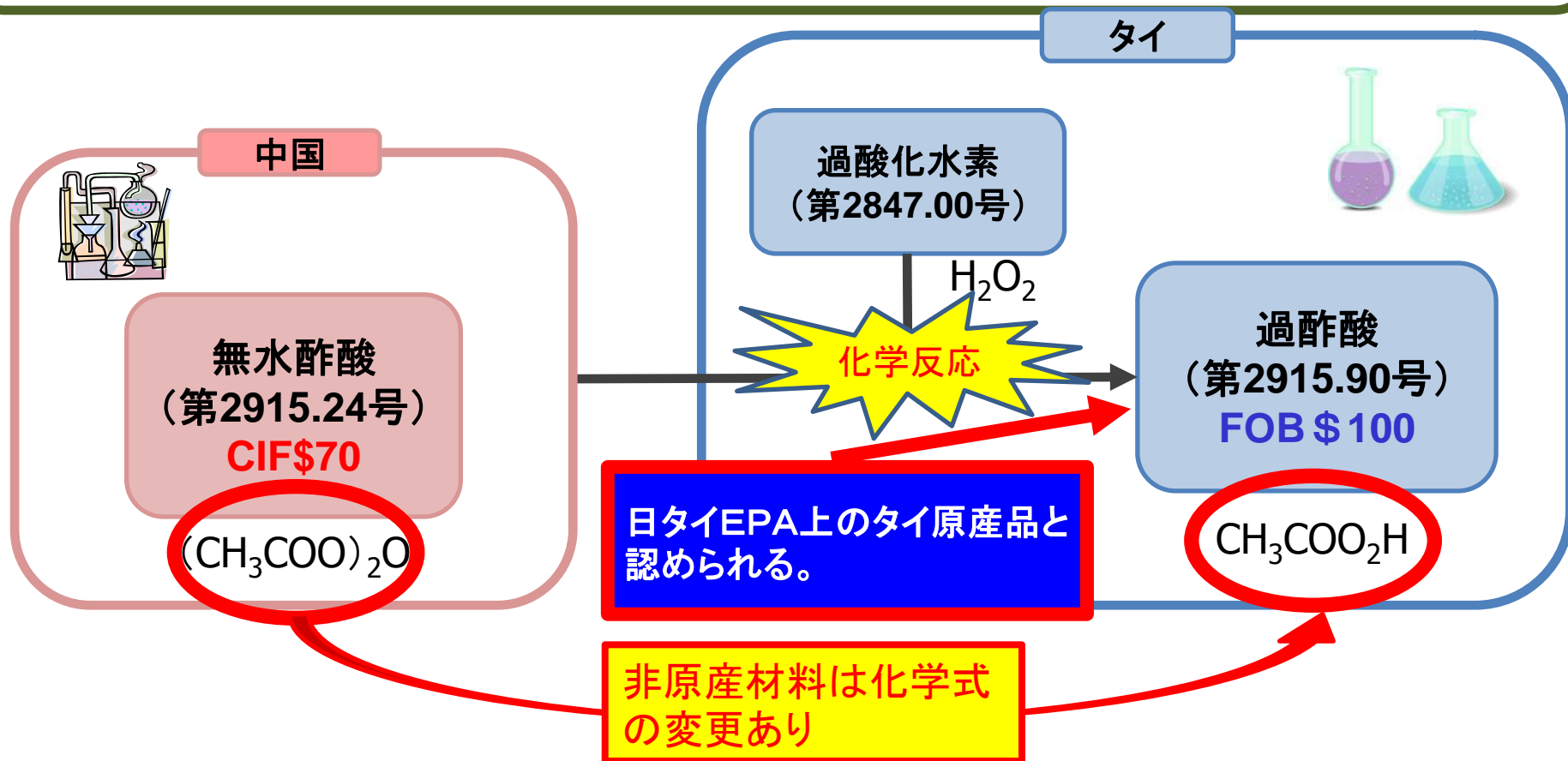
3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (1) 同格ルールと加工工程の定義

過酢酸(第2915.90号)の例

どれか1つを満たせばよい

日タイEPA 品目別規則 第2914.11号—第2918.13号

- ①第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産資格割合が40%以上であること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第2914.11号から第2918.13号までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (1) 同格ルールと加工工程の定義

「化学反応」、「精製」、「異性体分離」及び「生物工学的工程」の定義 (タイEPA品目別規則第6部注釈の抜粋)

(a)「化学反応」とは、1の工程であって、分子内の結合を切断し、かつ、新たな原子内の結合を形成することを又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものい、次の事項を含まない。

- (i)水その他溶媒への溶解
- (ii)溶媒(溶媒水を含む。)の除去
- (iii)結晶水の追加又は除去

(b)「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- (i)存在する不純物の含有量の80%以上の除去をもたらす工程
- (ii)1又は2以上の次の応用に直接適用する産品をもたらす工程
 - (AA)医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
 - (BB)分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
 - (CC)マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
 - (DD)特殊光学的用途
 - (EE)生物工学的用途
 - (FF)分離工程に用いる支持体
 - (GG)原子力等級用途

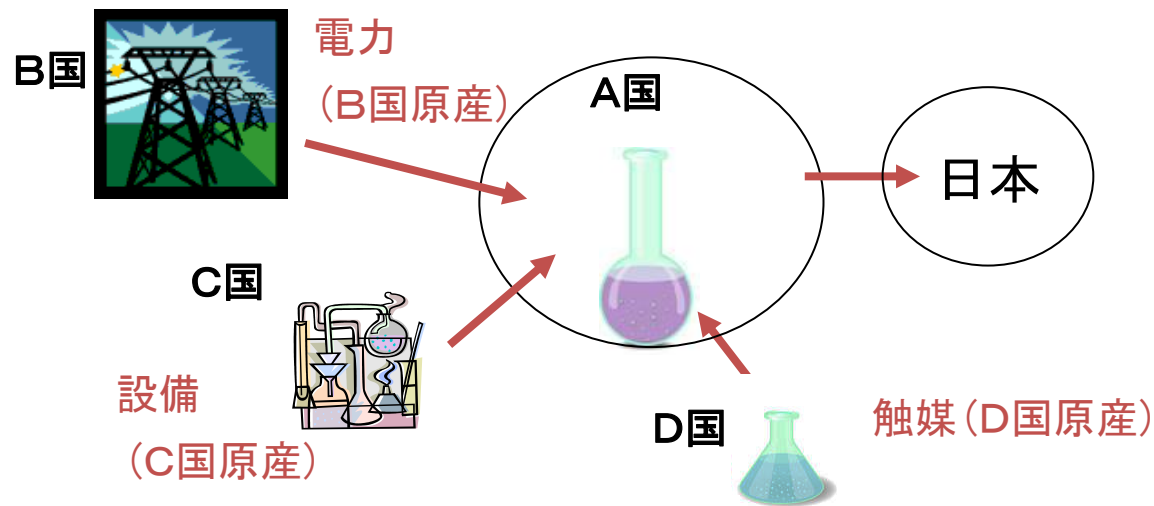
(c)「異性体分離」とは、異性体の混合物からの1の異性体の単離又は分離の工程をいう。

(d)「生物工学的工程」とは、次のいずれかのものをいう。

- (i)微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
- (ii)細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

間接材料

「材料」とは、物又は物質であって、製品の生産において使用され、若しくは消費され、物理的に製品に組み込まれ、又は他の製品の生産に使用されるものをいう(日アセアンEPA第23条(g)) ことから、生産に使用された電力や設備等も材料とみなされ得る。



電力等の間接材料については、生産される場所のいかんを問わず産品が生産される締約国の原産材料とみなすという規定が設けられている。

3. 化学品に比較的関連のある規則の紹介 (2) 間接材料

日アセアンEPA第34条

- 1 間接材料については、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなす。
- 2 この条の規定の適用上、「間接材料」とは、他の製品の生産、試験若しくは検査に使用される物(当該産品に物理的に組み込まれないものに限る)又は他の製品の生産に関連する建物の維持若しくは設備の稼動のために使用される物をいい、次のものを含む。
 - (a) 燃料、エネルギー
 - (b) 工具、ダイス、鋳型
 - (c) 設備、建物の維持のために使用される予備部品等
 - (d) 生産の過程や設備等の稼動のために使用される潤滑剤、グリース、コンパウンド材等
 - (e) 手袋、眼鏡、履物、衣類、安全のための設備等
 - (f) 製品の試験、検査に使用されるもの
 - (g) 触媒及び溶剤
 - (h) その他の物で、その使用が他の製品の生産の一部であると合理的に示すことができるもの

4. 原産地規則の手続的規定

(1) 積送基準

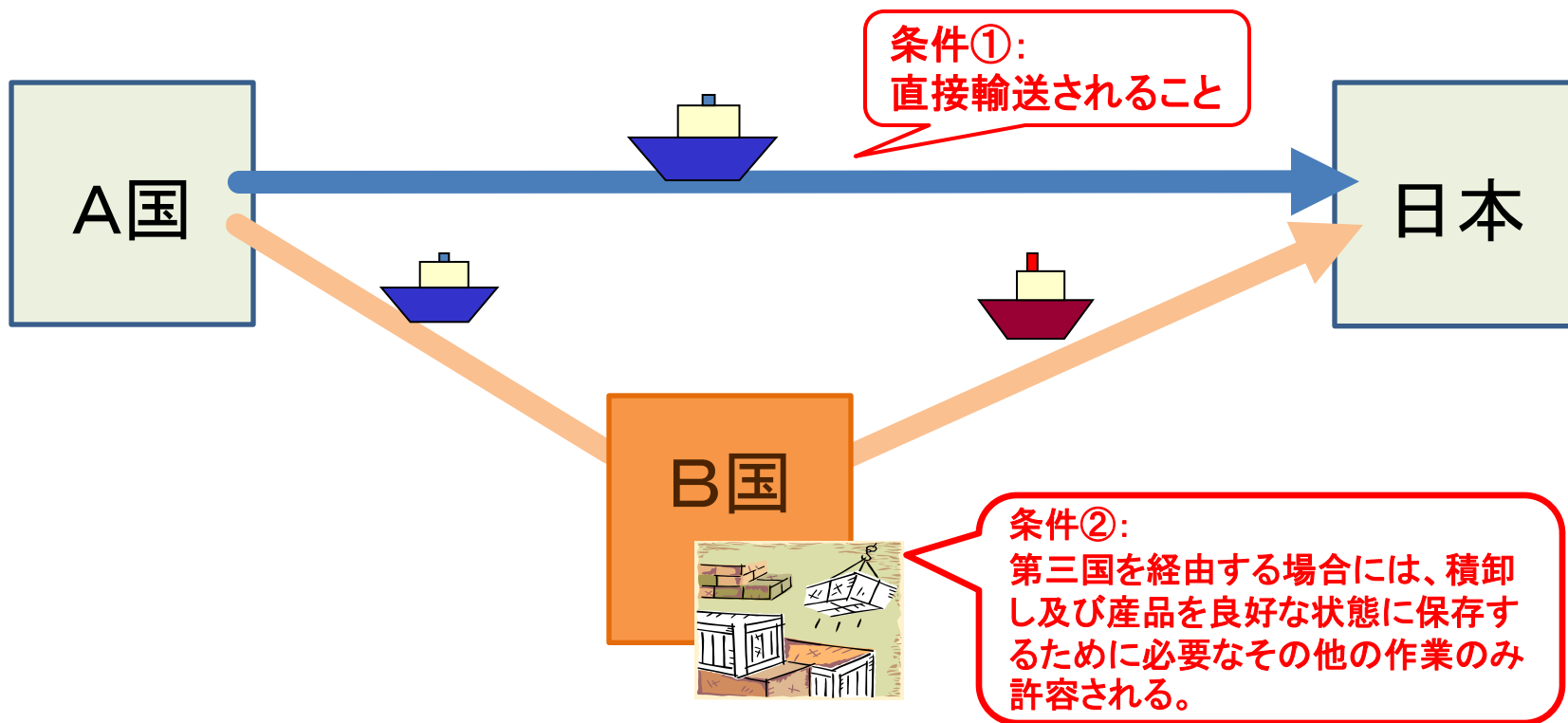
(2) 税関における手続き

積送基準

積送基準とは

⇒ 貨物が日本に到着するまでに原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準

以下のいずれかの条件を満たす場合、産品は原産品としての資格を保持する

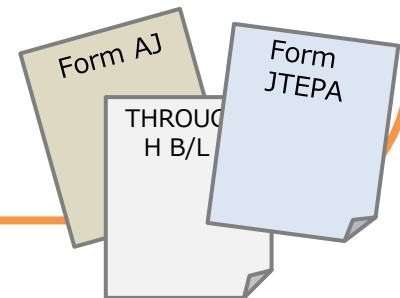


税関における手続き

特惠適用のための手続要件

- ✓ 原産地基準を満たした原産品であることを証明した又は申告する書類を提出すること
- ✓ 積送基準を満たしていることを証明した書類を提出すること

(第三国を経由して運送された場合)



◆ 原産地基準を満たしていることの証明

① 第三者証明制度に基づく原産地証明書

- 商工会議所等の公的機関が証明する原産地証明書
([全てのEPA](#)で採用)

② 自己申告制度に基づく原産品申告書等

- 輸入者等が自ら作成した輸入貨物が原産品である旨の申告書等
([日オーストラリアEPA](#)で①と共に採用)

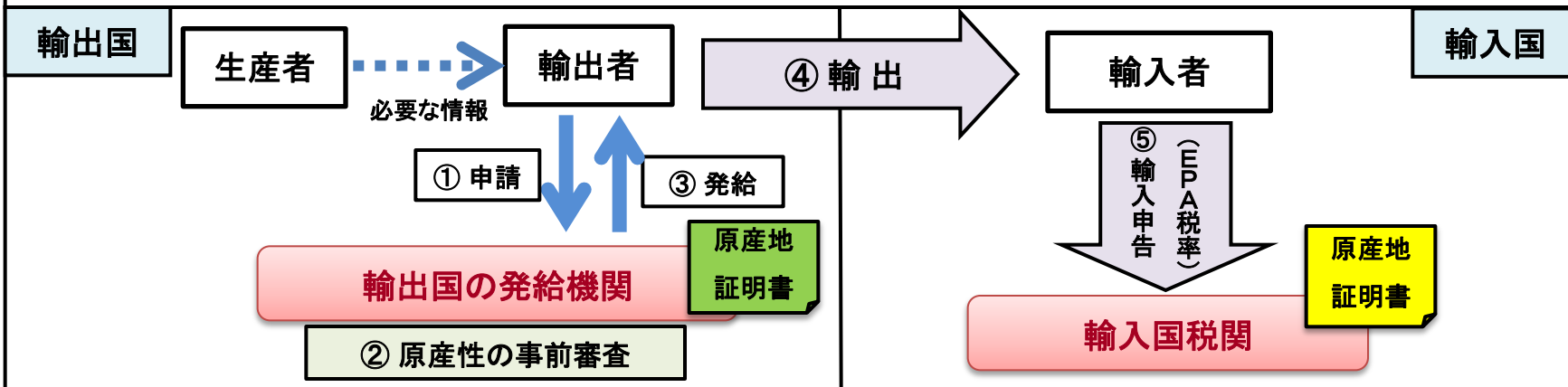
③ 認定輸出者による原産地申告

- 輸出国の政府が認定した者のみ自己証明が可能
([日スイスEPA、日ペルーEPA、改正日メキシコEPA](#)で①と共に採用)

原産地証明書の発給から輸入申告までの流れ

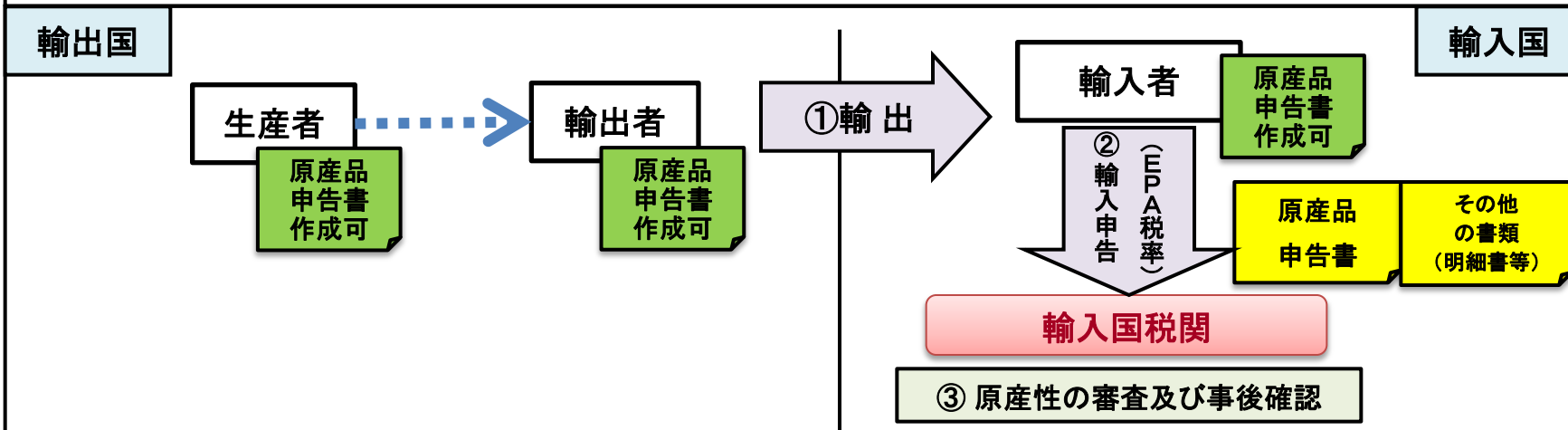
第三者証明制度

- ◆ 輸出者による申請により、輸出国の発給機関が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。



自己申告制度

- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産品申告書を作成。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書及びその他の書類(必要最小限のもの。原産性を満たしている事実を説明する明細書等)を輸入国税関に提出。
- ◆ 輸入国税関が輸入通関時の審査及び輸入の許可後の事後確認を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。



それぞれのEPA原産地証明書における必要的記載事項

1. Exporter's Name, Address and Country: 輸出者の名称、住所、国名		Certification No.	Number of page /	
2. Importer's Name or Consignee's Name (if applicable), Address and Country: 輸入者の名称、住所、国名 「選及発給」の場合、第3欄に船積日を記入。		AGREEMENT BETWEEN THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN Form VJ Issued in Vietnam		
3. Transport details (means and route)(if known): 輸送の手段及び経路 (分かる範囲で)		積出港、積替港、荷卸港、船名又はフライト番号を分かる範囲で記入。		
4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; HS code; Description of good(s): それぞれの産品ごとの品番 (必要に応じて)、記号及び番号、包装の個数及び種類、HS番号、品名 品目別規則に特定の品名が記載されているものについては、当該特定の品名を記入。 (例えば、第 0910.99号のうちカレー、第 1515.90号のうち桐油及びその分別物など) HS第50類から第63類までの各級の産品については、以下の事項を記入。 ・地方の締結国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料 ・当該地方の締結国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業 ・当該地方の締結国又は当該第三国の国名 (当該材料が産品の生産に使用された場合に限り。)		5. Preference criteria 特惠基準 下記①～③のカチゴリーのいずれか1つを必ず記入。 ① "WO" ② "CTH", "LVC", "CTC", "SP" のうち適切なもの ③ "PE" 必要に応じて、DMI (第28条: 僅少の非原産材料)、ACU (第29条: 表裡)、IIM (第35条: 同一又は交換可能な材料)、を適切。	6. Weight or other quantity 重量又はその他の数量 記入は必須。 重量は、グロス/ネットのいずれでも可。	7. Invoice number(s) and date(s) インボイスの番号及び日付 原則として日本への輸入に用いられるインボイスの番号・日付。 ○原産地証明書の発給を受けた輸出者とは異なる第三国に所在する者がインボイスを発行する場合は、第8欄に「産品は第三国でインボイスが発行される」旨並びにインボイスを発行する者の名称及び住所を記入。 ○原産地証明書の発給時に第三国で発行されるインボイスの番号が不明の場合、第7欄に輸出者のインボイスの番号及び日付、第8欄に「第三国で発行される別のインボイスが使用される」旨並びに当該インボイスを発行する者の名称及び住所を記入し、輸入者は税関に取引関係が判明するような資料を提出。
8. Remarks: 原産地証明書が選及発給される場合には、発給規則により、「ISSUED RETROACTIVELY」と記入される。 紛失等の理由により原産地証明書が「再発給」される場合には、以下のとおり。(①又は②のいずれでも可) ① 新規の番号を付した新規の原産地証明書を発給: 第8欄に当初の原産地証明書の発給日と証明番号を記入。当初の原産地証明書は無効となる。 ② 当初の原産地証明書の「真正な写し」を発給: 第8欄に「CERTIFIED TRUE COPY」を記入。当初の原産地証明書の発給日の記載も必要。 「再発給」された原産地証明書の有効期間は、当初の原産地証明書の発給日から1年間。				
9. Declaration by the exporter: I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is _____ Place and Date: _____ Signature: _____ Name (printed): _____ Company: _____		10. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or Designee office: _____ Stamp _____ Place and Date: _____ Name (printed) _____ Signature: _____		

- 現在、我が国が締結しているEPA(15本)上の原産地証明書における必要的記載事項
- 記載に不備のない原産地証明書をを用意することが大原則
- 税関ウェブサイトに掲載

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>



タイ発給の日タイEPA原産地証明書

1. Goods consigned from (Exporter's business name, address, country) ZAIMU INTERNATIONAL CO.,LTD. 1111-1 CENTER BLD. WATKET A,MUANG CHIANGMAI THAILAND			Reference No. 0000-00 AGREEMENT BETWEEN THE KINGDOM OF THAILAND AND JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP CERTIFICATE OF ORIGIN (Combined declaration and certificate) FORM JTEPA THAILAND Issued in..... (country)		
2. Goods consigned to (Consignee's name, address, country) ZEIKAN SHOJI CO.,LTD. 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO, JAPAN			4. For official use "ISSUED RETROACTIVELY, date of shipment is 12/1/2011"		
3. Means of transport and route (as far as known) FROM CHIANGMAI THAILAND TO TOKYO JAPAN BY SEA ON BOARD DATE : January 12, 2011 VESSEL : ZEIKANMARU					
5. Item number	6. Marks and numbers of packages	7. Number and type of packages; description of goods (including quantity where appropriate and HS code of the importing country)	8. Origin criterion (see Notes Overleaf)	9. Gross weight or other quantity	10. Number and date of invoice
1.	NO MARK	1,000CTNS TOMATO KETCHUP HS CODE:2103.20 "DMI"	"PS"	20,000 kg	ZP001 January 19,2011
11. Declaration by the exporter The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in THAILAND (exporting country) and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Agreement between the Kingdom of Thailand and Japan for an Economic Partnership for goods exported to JAPAN (importing country). CHIANGMAI January 19,2011 Place and date, signature of authorised signatory			12. Certification It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. 登録印影 CHIANGMAI 登録署名 January 19, 2011 Place and date, signature and stamp of certifying authority		

- ① 真正性に係る項目
 - 様式
 - 印影・署名
 - 有効期間・遡及発給の記載
 - 修正・再発給の記載 等
- ② 同一性に係る項目
 - 品名、数量等
 - インボイス番号、輸出入者名
 - 特別な品目・説明の記載 等
- ③ 原産性に係る項目
 - OHS番号
 - 特惠基準 等

原産地証明書に記載される原産地基準の記号

協定名		アセアン包括	インド	インドネシア	オーストラリア	タイ	チリ	フィリピン	ブルネイ	ベトナム	ペルー	マレーシア	メキシコ	モンゴル	一般特惠	
完全生産品		WO	A	A	WO	WO	A	A	A	WO	(a)	A	A	A	P	
原産材料からなる産品		PE	B	B	PE	PE	B	B	B	PE	(b)	B	B	B	W+HS4桁	
実質的変更基準を満たす産品	一般ルールを満たす産品	HSコード4桁変更	CTH	B※1	—	—	—	—	—	CTH	—	—	—	—	W+HS4桁	
		付加価値基準	RVC	B	—	—	—	—	—	LVC	—	—	—	—	—	
	品目別規則を満たす産品	関税分類変更基準	CTC	B	C	PSR	PS	C	C	C	CTC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		付加価値基準	RVC	B	C	PSR	PS	C	C	C	LVC	(c)	C	C	C	W+HS4桁
		加工工程基準	SP	B	C	PSR	PS	C	C	C	SP	(c)	C	C	C	W+HS4桁
その他 (D:各協定の条文を満たす産品、TPL:繊維製品に係る「適性証明書」が必要)		—	—	—	—	—	D	—	—	—	—	—	D TPL	—	—	
適用する場合記載	累積	ACU	ACU	ACU	—※2	ACU	ACU	ACU	ACU	ACU	—	ACU	ACU	ACU	—	
	僅少の非原産材料	DMI	DMI	DMI	—※2	DMI	DMI	DMI	DMI	DMI	—	DMI	DMI	DMI	—	
	代替性のある産品及び材料	—	FGM	FGM	—※2	—	FGM	FGM	FGM	IIM	—	FGM	FGM	—	—	

※1 日インドEPAの一般ルールはHS6桁変更 ※2 記載は必要だが、記号は定められていない

(注) 日シンガポールEPA、日スイスEPAの各原産地証明書には記載されない。

(日オーストラリアEPAの)自己申告制度に基づく原産品申告書

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が代理で作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略可能。

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号

原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 産品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No. 1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015. 12. 1 B/L(船荷証券): No. AB00001	第2204. 21号	PSR
5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2.に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015. 12. 5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

財務ロジ
ティクス本原産品申告書の作成者(輸入者、 輸出者、 生産者)

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、PSR: 実質的変更基準を満たす産品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

(1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・産品の概要(品名及び関税分類番号(HS2012年版)、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準)
- ・仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・作成の日から1年間有効
- ・1回の輸入に適用。

(参照規定) 協定第3・16条、実施取極第2・3条
関税法基本通達68-5-11の3

4. 原産地規則の手続的規定 (2) 税関における手続き

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

①原産品申告明細書

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が代理で作成することも可能)。
- ◆ 明細書に必要事項を記載し、これに明細書に記載された説明内容を確認できる書類を添付し提出

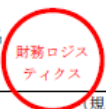
<原産品申告明細書の記載例>

税関様式C第5293号

原産品申告明細書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	
2. 原産品申告書における製品の番号 [1]	3. 製品の関税分類番号 第2204.21号
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記4.で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第08.06項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第08.06項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ③ぶどう (シラー) (第08.06項): 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの (原産材料) ④酸化防止剤 (第28.32項): 米国より輸入したもの (非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則(第2204.21号)は、「類変更(第8類及び第20類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実は別添の総部品表(材料一覧表)によって確認することができる。	
6. 上記5.の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事(株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名所及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス(株) 東京都千代田区霞が関 3-1-1 作成 2015年12月5日	



(規格A4)

(1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における製品の番号
- ・製品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)

(2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

(参照規定) 協定第3・17条2(c)
関税法基本通達68-5-11の4

(日オーストラリアEPAの)原産品であることを明らかにする書類

②関係書類

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

【実質的変更基準を満たす産品の場合】

イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

明細書に添付する書類(例)

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

(参照規定) 関税法基本通達68-5-11の4(2)ロ

(認定輸出者による)原産地申告

輸出国発給当局が認定した輸出者が、インボイス等の商業書類に特定の原産地申告文を記載することで作成した原産地申告を輸入者が輸入国税関に提出することで、原産品であることを証明する制度。(関税法基本通達 68-5-11の2)

日スイスEPA

“The exporter of the products covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of (産品の原産地(Switzerland)) preferential origin.”

日メキシコEPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of Japan/Mexico preferential origin under Mexico-Japan EPA.”

日ペルー EPA

“The exporter of the goods covered by this document (認定輸出者の認定番号) declares that, except where otherwise clearly indicated, these goods are of (産品の原産地(Peru)) preferential origin under Peru-Japan EPA.

(場所及び日付**)”

(**)「場所及び日付」については、原産地申告が記載された商業上の文書上に別途記載がある場合は、省略可。

※原則これらの文言通りに記載されていること。
手書きは不可。また英語で記載されていること。

証拠書類の提出時期

原産地証明書等(※): 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第4項)

ただし、次の場合には原則として2か月以内の適当な期間、
原産地証明書等の提出猶予の取扱いが可能

- 災害その他やむを得ない理由がある場合
- 許可前引取(BP)を行う場合 (関税法基本通達68-5-15, 16)

特例申告に係る貨物は、原産地証明書等及び
運送要件証明書の提出の省略が可能

- 保存義務あり
- 取得期限は特例申告時まで

(提出免除: 関税法基本通達67-3-4, 68-5-1、保存義務: 関税法施行令第4条の12)

運送要件証明書: 輸入申告時

(関税法第68条、関税法施行令第61条第8項)

証拠書類の提出免除

原産地証明書等：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号イ)

輸入国が提出を免除する貨物

* 一般特惠における「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」(明らか物品)に該当する物品。EPA特惠に関しては具体的な製品の指定はない。なお、「明らか物品」に該当する物品であっても、EPA特惠税率を適用する場合は原産地証明書を提出する必要がある。

運送要件証明書：

課税価格の総額が20万円以下の貨物

(関税法施行令第61条第1項第2号ロ)

その他

原産地証明書等の有効期限：**発給から1年間**

(関税法施行令第61条第5項)

対象となる輸入：**1回限り**

(関税法基本通達68-5-11(2)二)

5. 原産地認定のケーススタディ

① 二酸化チタン(第32.06項)

② 変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

-1 日タイEPA

-2 日アセアンEPA

③ 種子処理剤農薬(第38.08項)

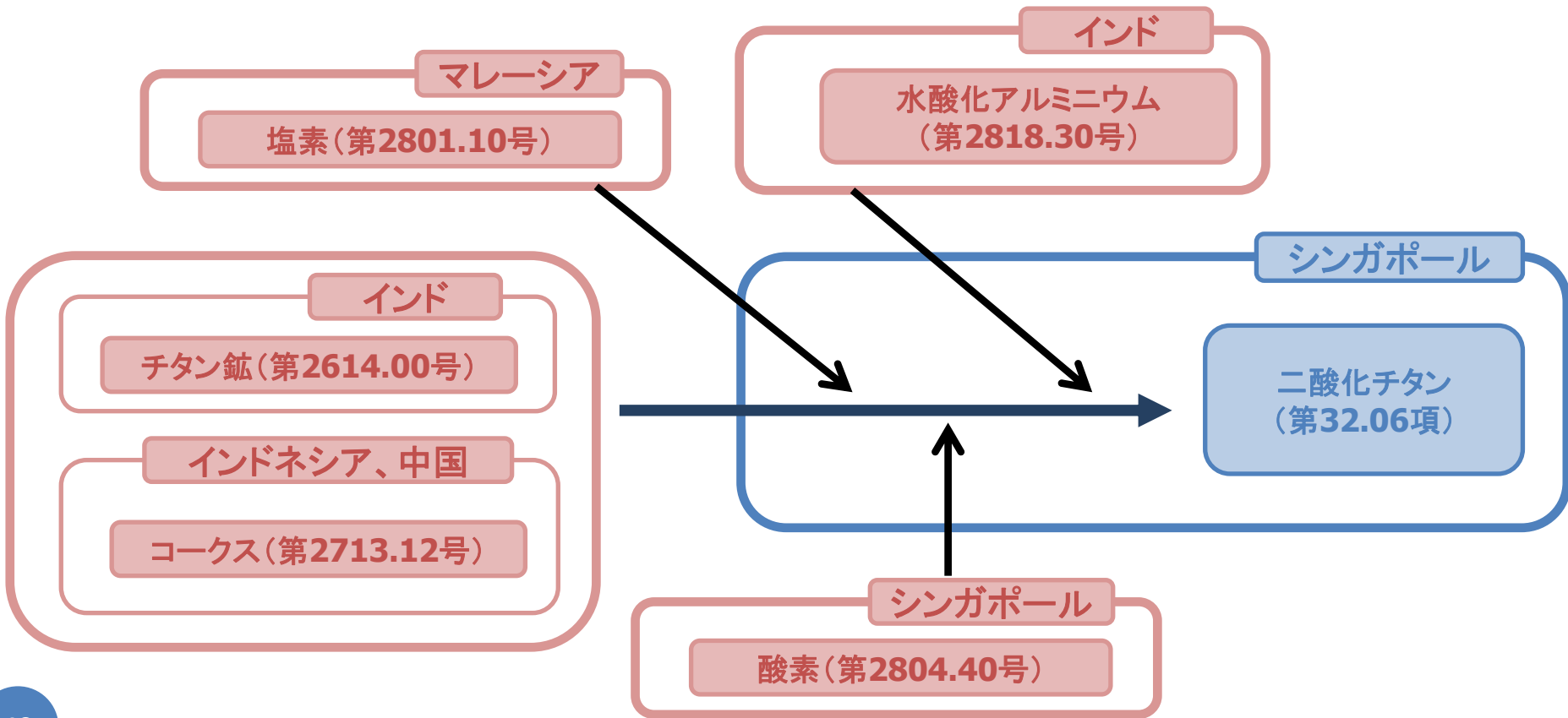
④ プラスチック樹脂(第39.09項)

① 二酸化チタン (第32.06項)

どれか1つを満たせばよい

日シンガポールEPA 品目別規則 32.06

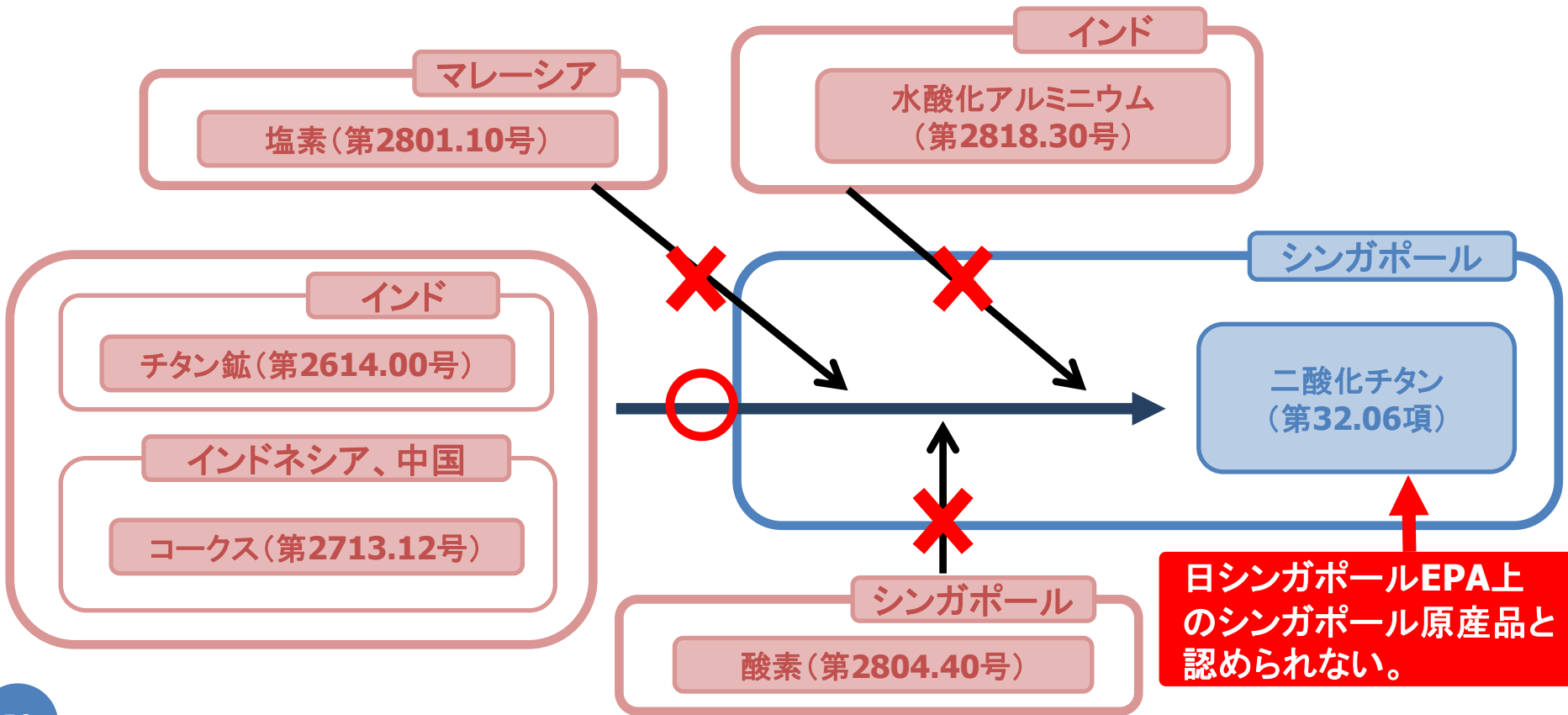
- ① 第32.06項の産品への他の項の材料からの変更 (第28類の材料からの変更を除く。)
- ② 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、
- ③ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること (第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



① 二酸化チタン (第32.06項)

日シンガポールEPA 品目別規則 32.06

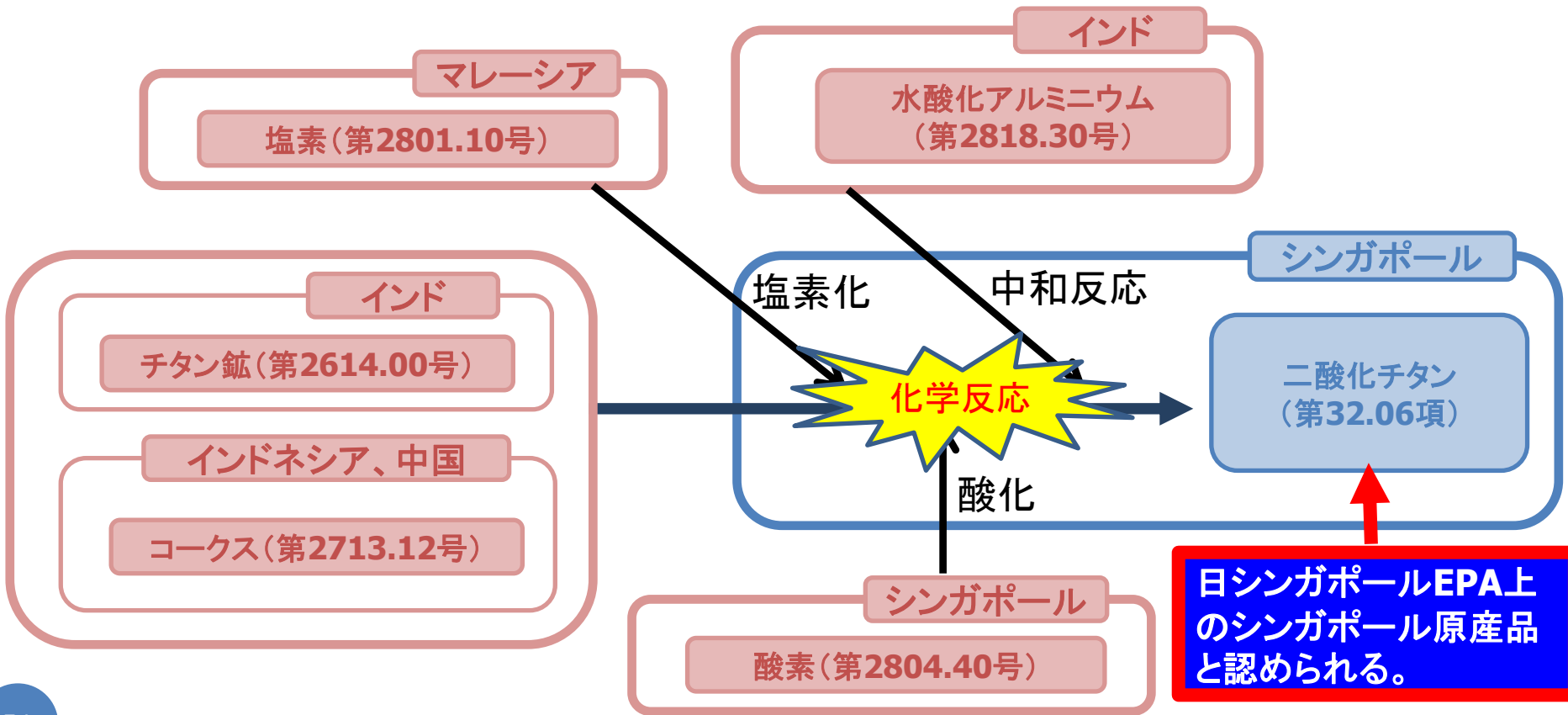
- ① 第32.06項の産品への他の項の材料からの変更 (第28類の材料からの変更を除く。)
- ② 原産資格割合が四十パーセント以上であること (第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。) 又は、
- ③ 使用される非原産材料について、締約国において化学反応、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること (第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



① 二酸化チタン(第32.06項)

日シンガポールEPA 品目別規則 32.06

- ①第32.06項の産品への他の項の材料からの変更(第28類の材料からの変更を除く。)
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料について、締約国において**化学反応**、精製、異性体分離若しくは生物工学的工程を経ること(第32.06項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

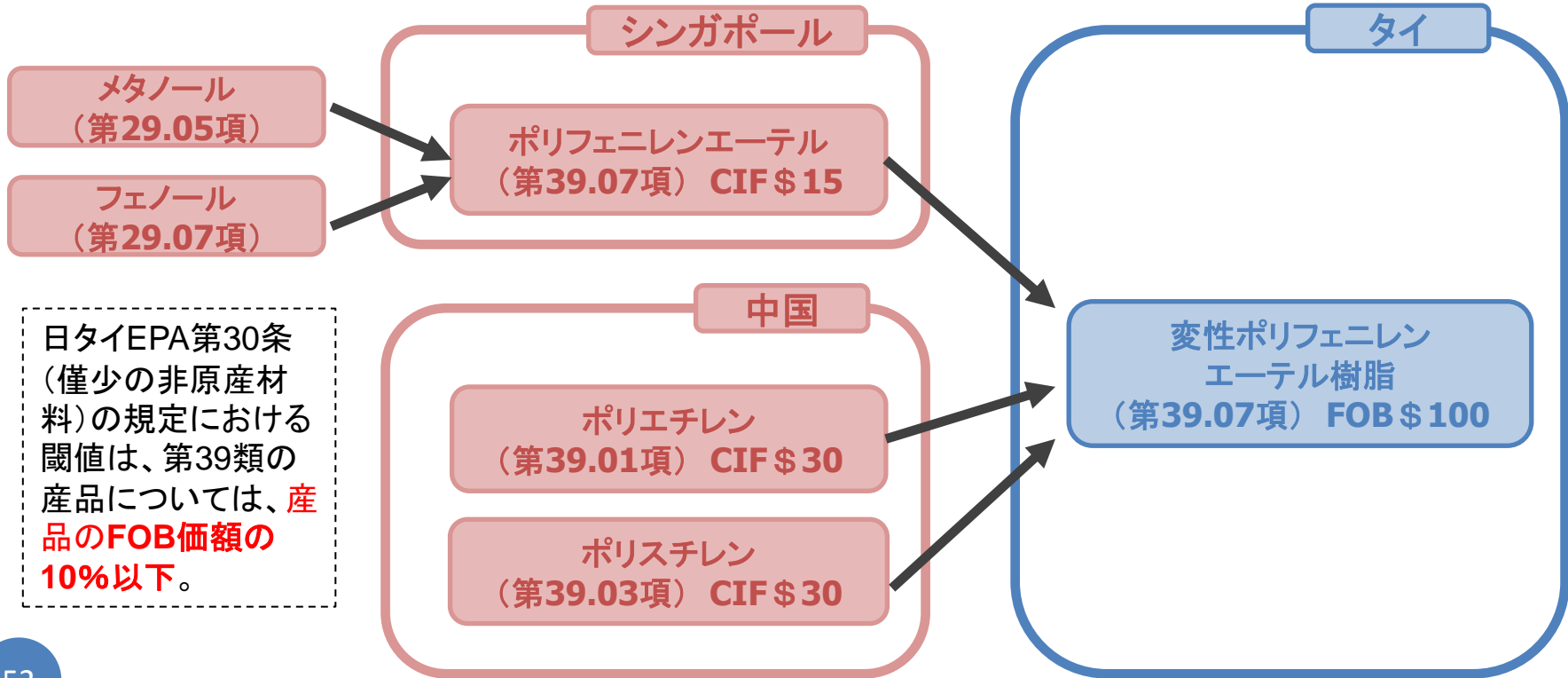


②-1変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

どれか1つを満たせばよい

日タイEPA 品目別規則 39.01-39.14

- ①第39.01項から第39.14項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

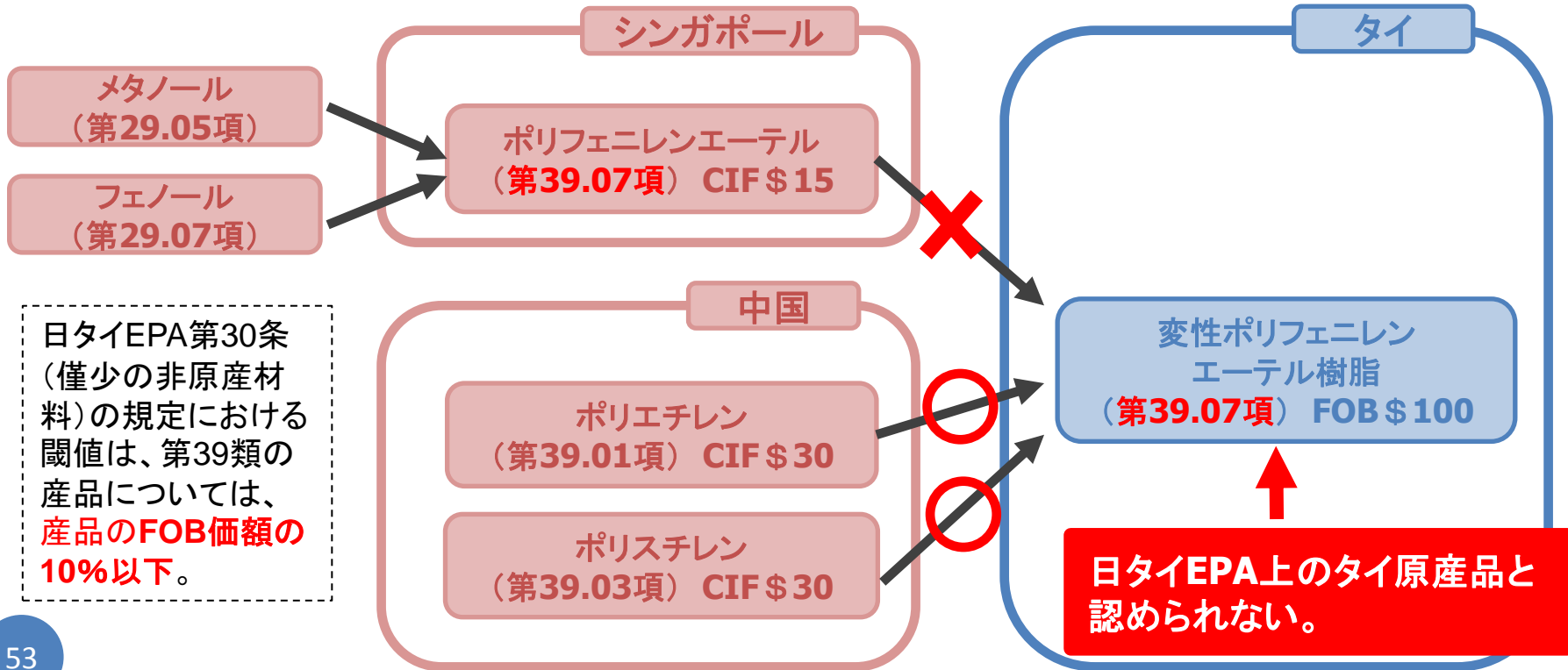


日タイEPA第30条 (僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第39類の産品については、**産品のFOB価額の10%以下。**

②-1変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

日タイEPA 品目別規則 39.01-39.14

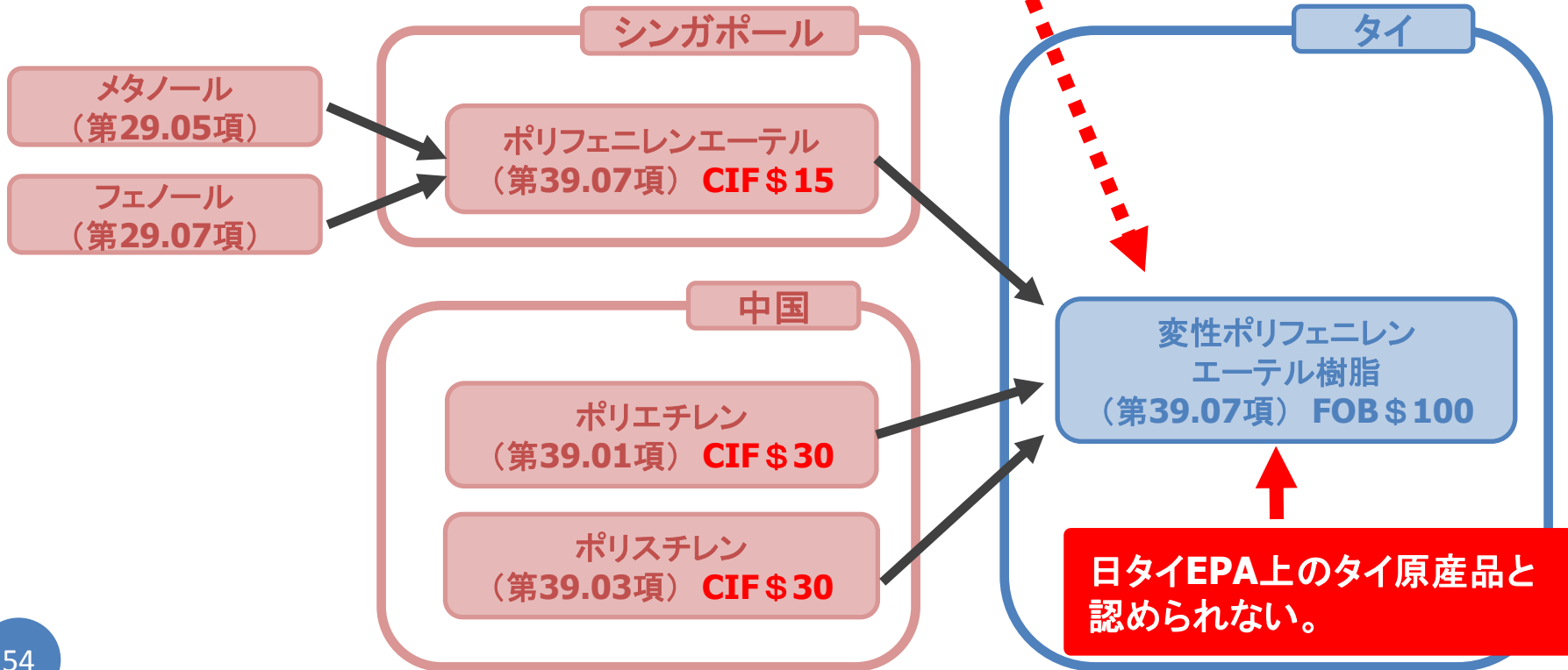
- ①第39.01項から第39.14項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



②-1変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

日タイEPA 品目別規則 39.01-39.14
②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

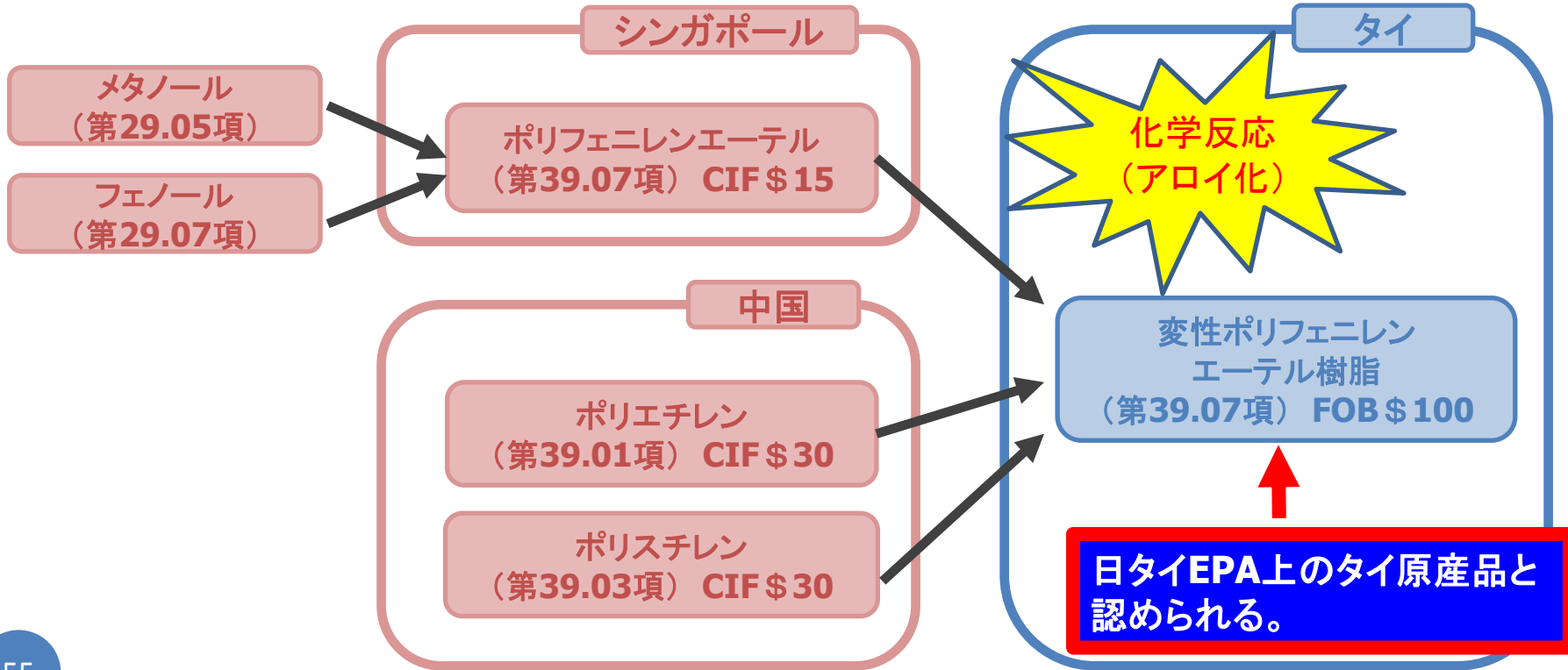
$$\text{原産資格割合} = \frac{\text{産品の価額 (FOB)} - \text{非原産材価額 (CIF)}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{100 - 75}{100} \times 100 = 25\% < 40\%$$



②-1変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

日タイEPA 品目別規則 39.01-39.14

- ①第39.01項から第39.14項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
- ②原産資格割合が四十パーセント以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、
- ③使用される非原産材料についていずれかの締約国において**化学反応**、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



②-2変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

どれか1つを満たせばよい

日アセアンEPA 品目別規則 記載なし ⇒ 一般ルール (抜粋)

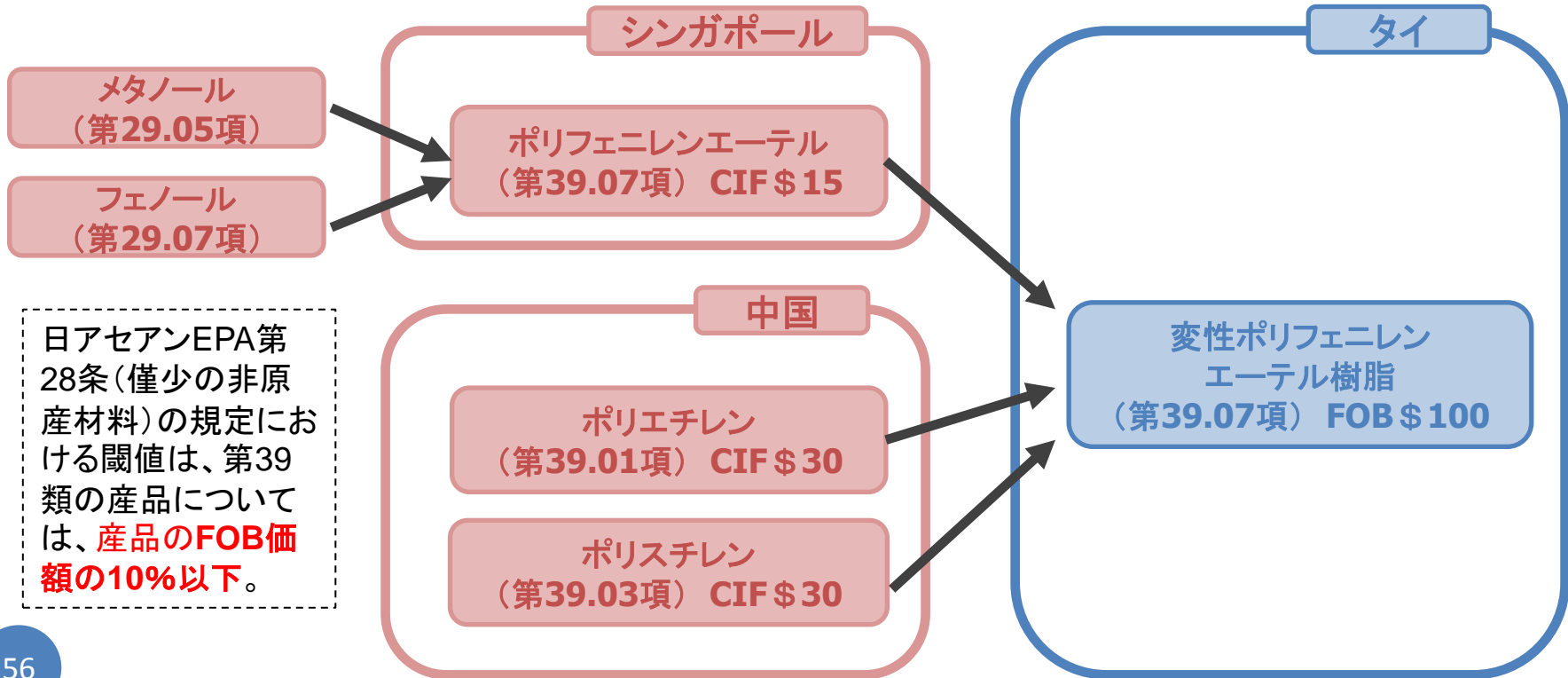
第26条 完全には得られず、又は生産されない産品

1 第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。

(a) 域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

(b) すべての非原産材料について、関税分類の変更(以下「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がこの(a)又は(b)の規定のいずれを用いるかについて決定することを認める。



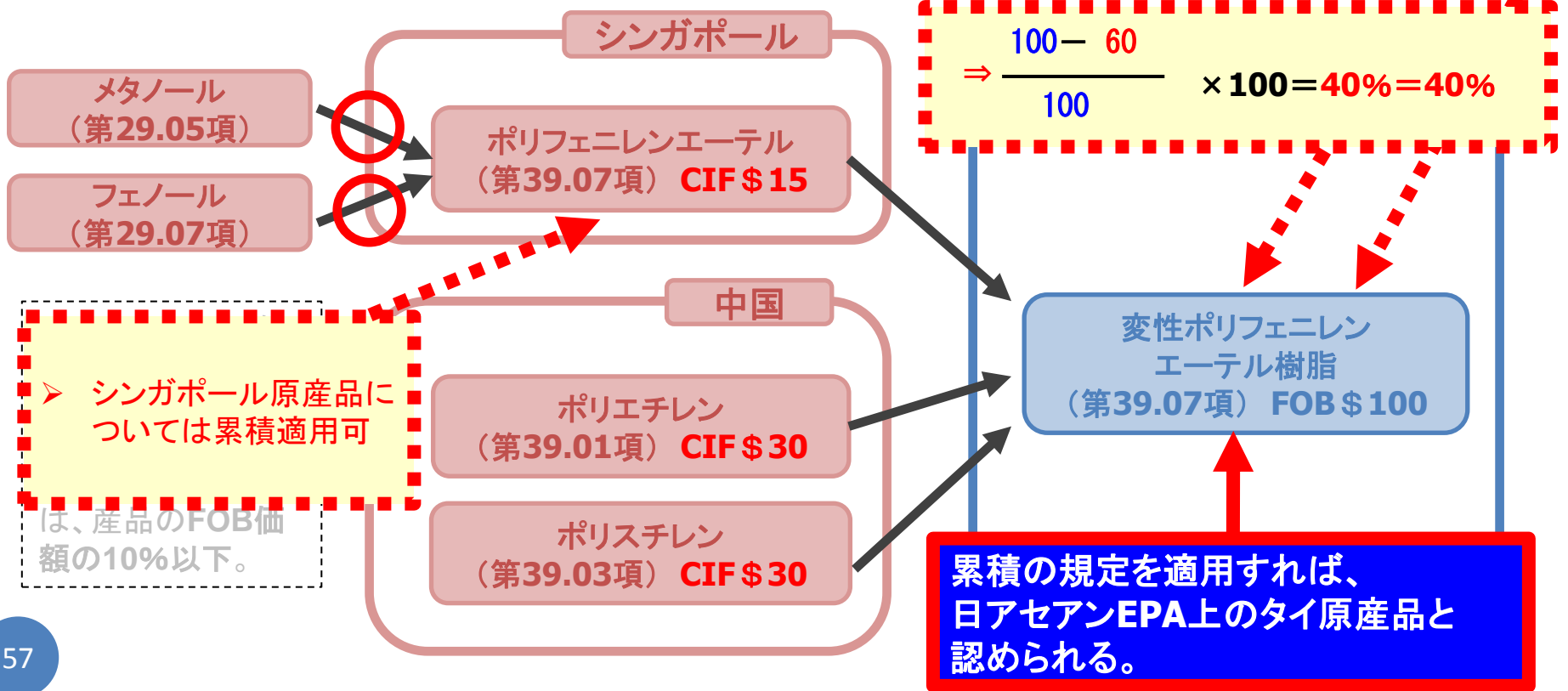
日アセアンEPA第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第39類の産品については、**産品のFOB価額の10%以下**。

②-2変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

日アセアンEPA 一般ルール (抜粋)

(a) 域内原産割合(以下「RVC」という。)が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの

$$RVC = \frac{\text{産品の価額 (FOB)} - \text{非原産材料価額 (CIF)}}{\text{産品の価額 (FOB)}} \times 100 = \frac{100 - 75}{100} \times 100 = 25\% < 40\%$$

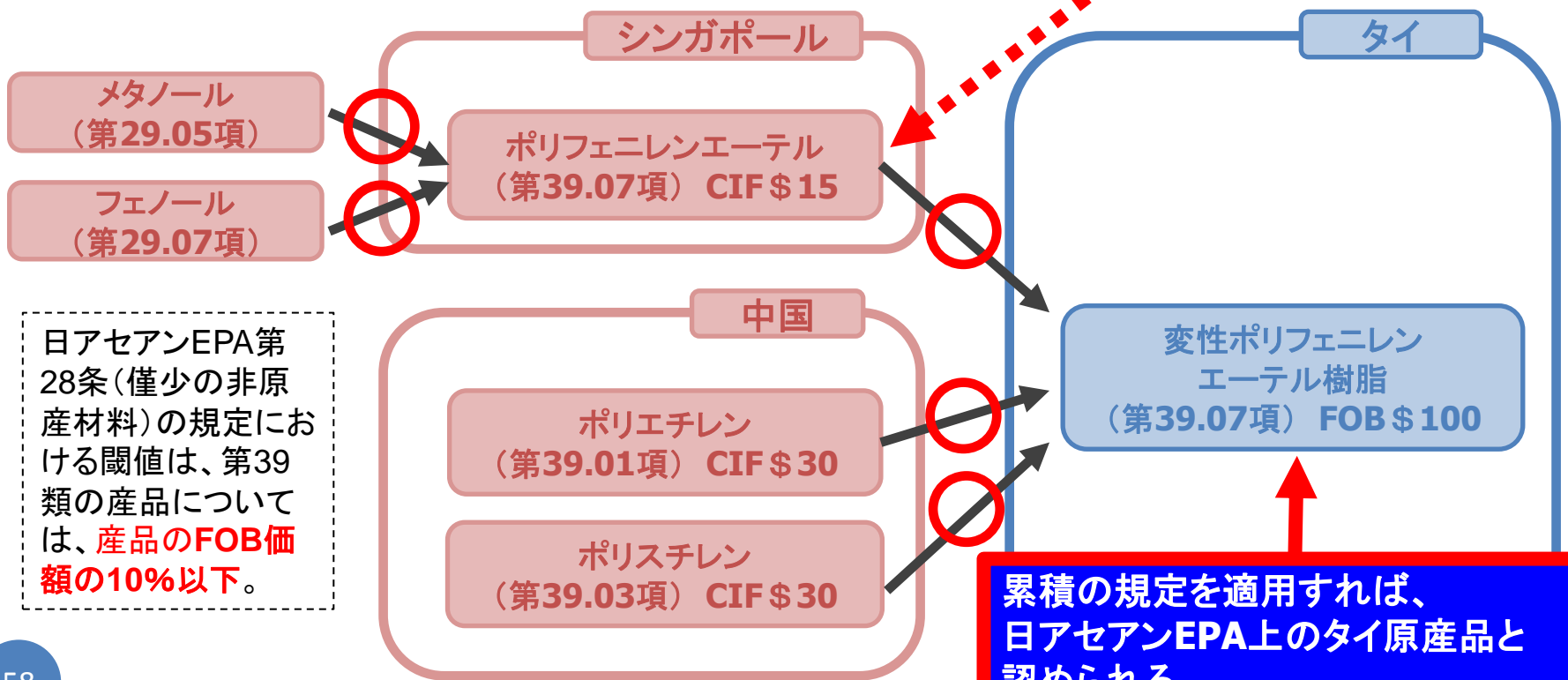


②-2変性ポリフェニレンエーテル樹脂(第39.07項)

日アセアンEPA 一般ルール (抜粋)

(b) すべての非原産材料について、関税分類の変更(以下「CTC」という。)であって4桁番号の水準におけるもの(すなわち、項の変更)が行われた産品

日アセアンEPA上のシンガポール原産品であり、
累積の規定が適用可能



日アセアンEPA第28条(僅少の非原産材料)の規定における閾値は、第39類の産品については、**産品のFOB価額の10%以下**。

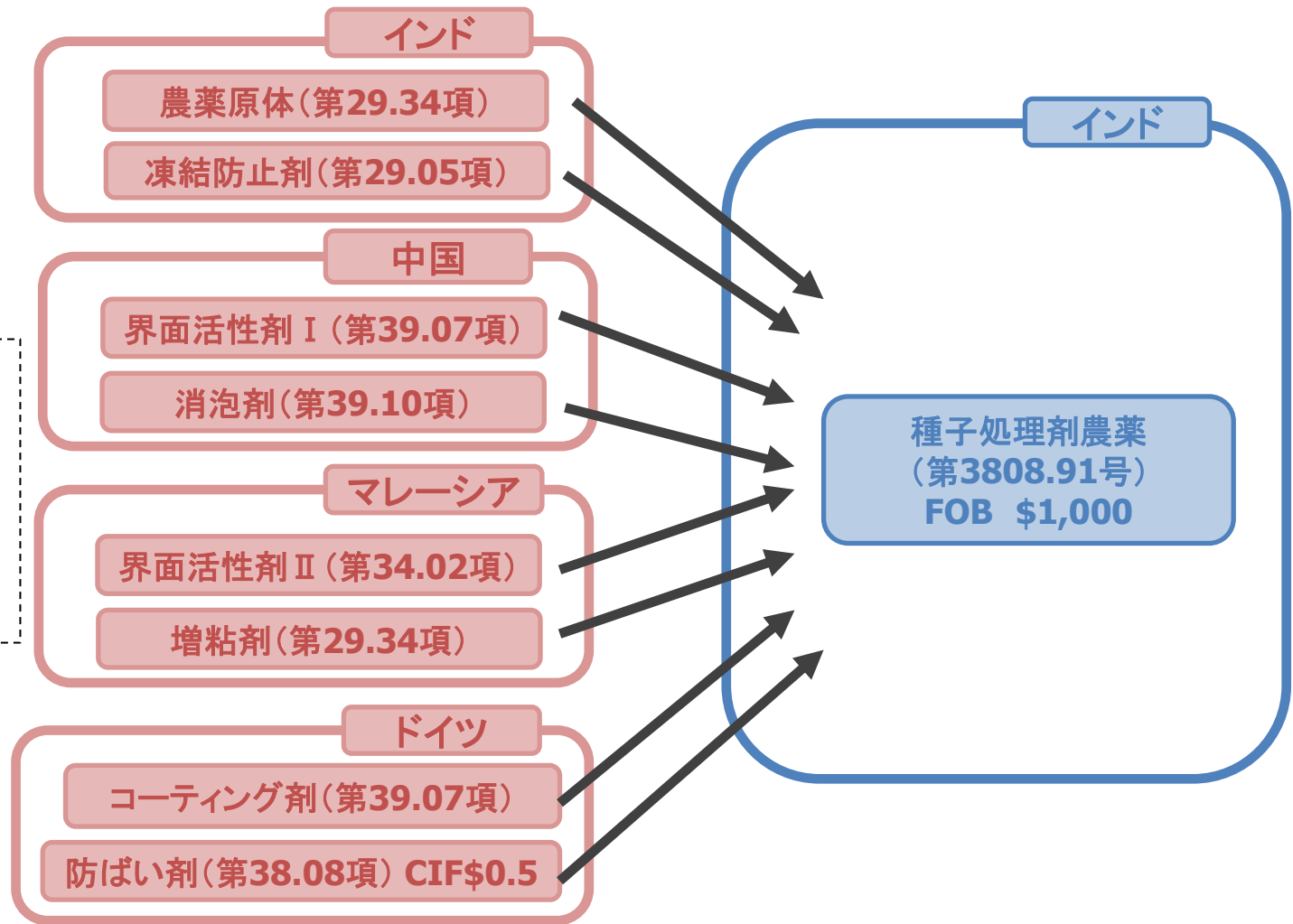
累積の規定を適用すれば、日アセアンEPA上のタイ原産品と認められる。

③種子処理剤農薬(第38.08項)

日インドEPA 品目別規則

3808.91-3808.99 第3808.91号から第3808.99号までの産品への他の項の材料からの変更

日インドEPA第32条
(僅少の非原産材料)
の規定における閾値
は、第3808.91号の
産品については、
**産品のFOB価額の
10%以下。**



③種子処理剤農薬(第38.08項)

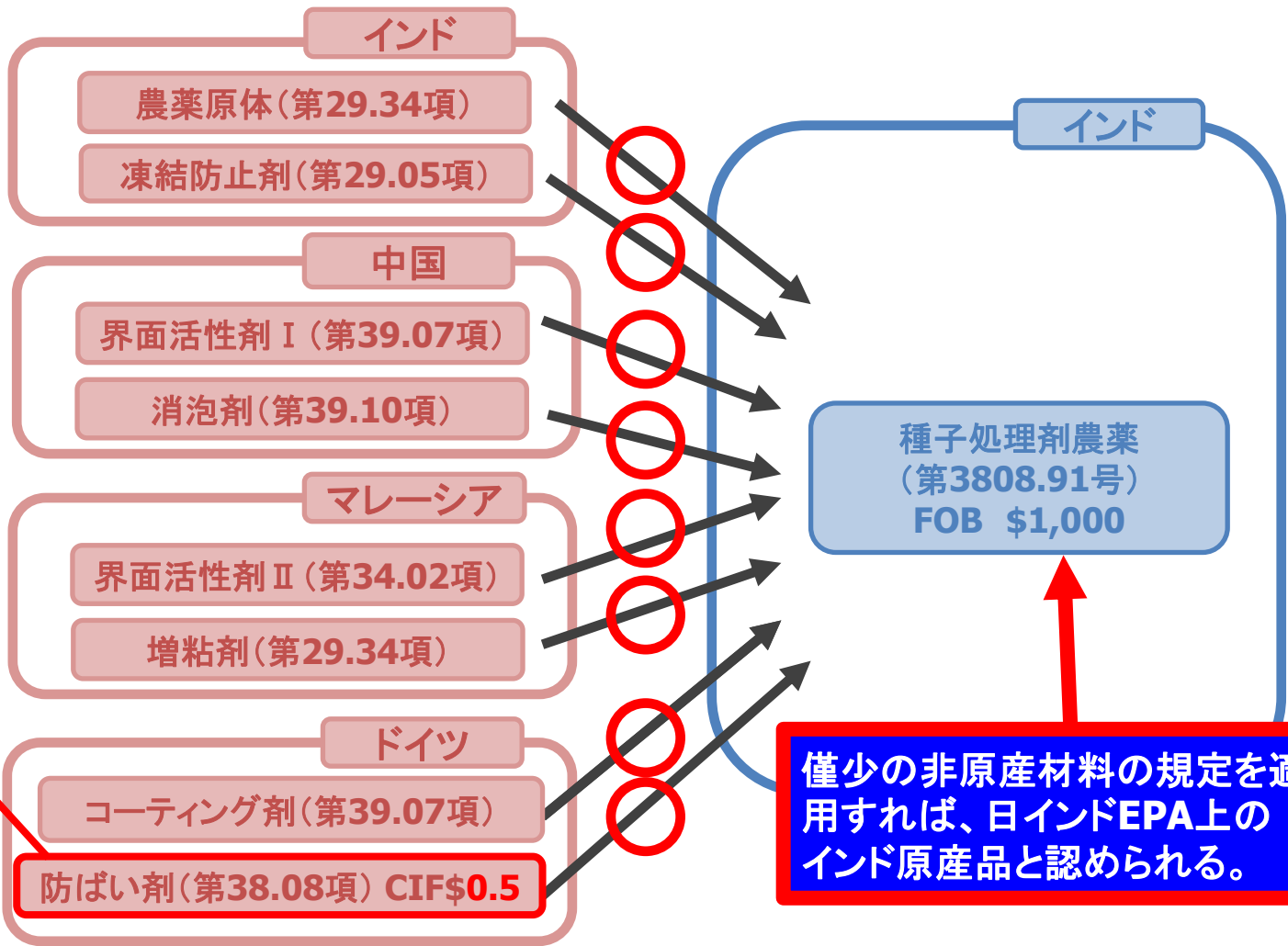
日インドEPA 品目別規則

3808.91-3808.99 第3808.91号から第3808.99号までの製品への他の項の材料からの変更

日インドEPA第32条
(僅少の非原産材料)
の規定における閾値
は、第3808.91号の
製品については、
**製品のFOB価額の
10%以下。**



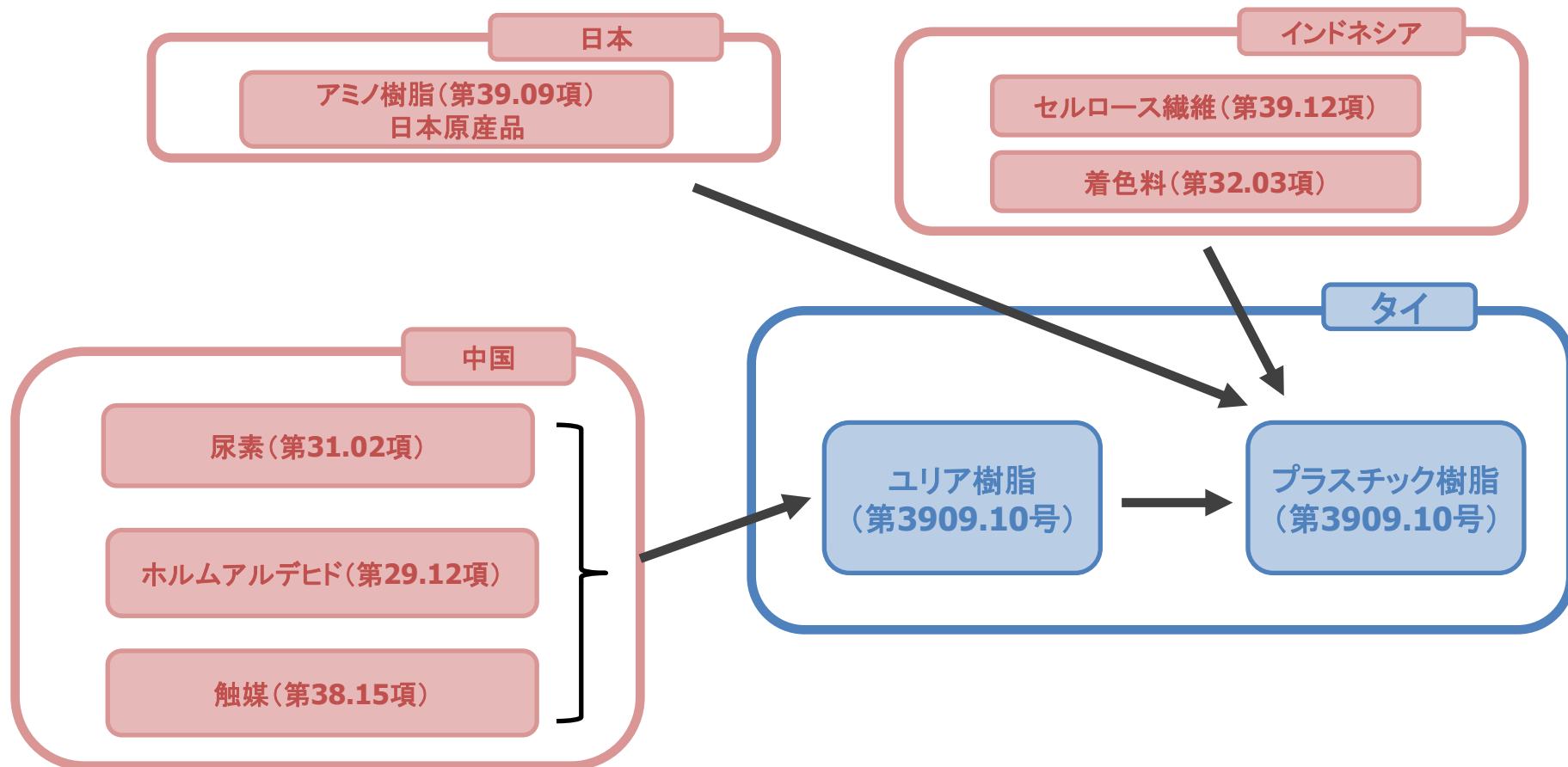
$$\frac{0.5}{1000} = 0.05\% < 10\%$$



④プラスチック樹脂(第39.09項)

日タイEPA 品目別規則

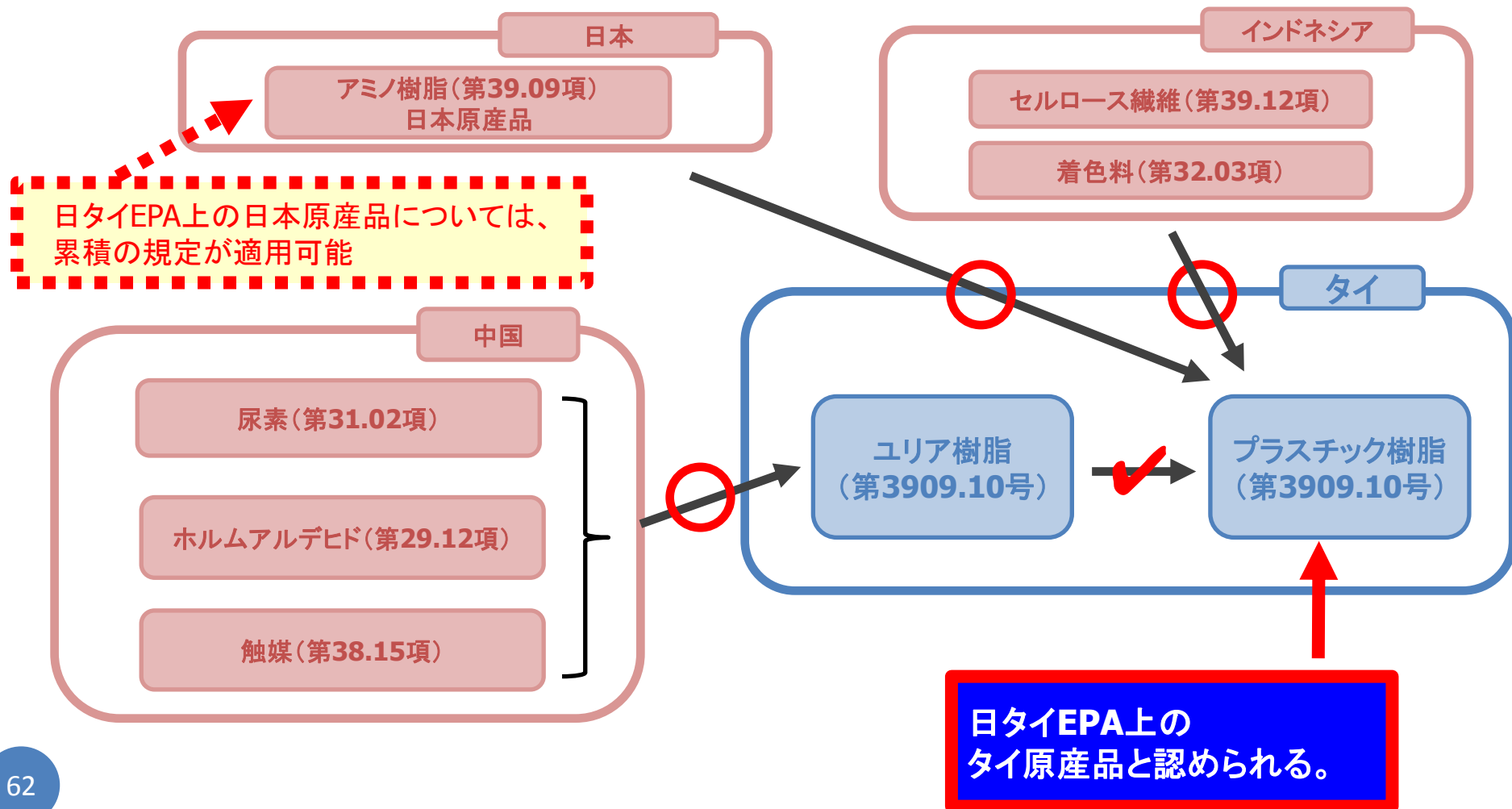
39.09 第39.01項から第39.14項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が40%以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を
必要としない。)又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは
生物工学的工程を経ること(第39.01項から第39.14項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)



④プラスチック樹脂(第39.09項)

日タイEPA 品目別規則

39.09 第39.01項から第39.14項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更、
原産資格割合が40%以上であること(第39.01項から第39.14項までの各項の製品への関税分類の変更を
必要としない。)又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは
生物工学的工程を経ること(第39.01項から第39.14項までの各項の製品への関税分類の変更を必要としない。)



特惠税率適用非違事例

- タイから潤滑油(第2710.19号)を輸入。日タイEPA原産地証明書を取得の上、特惠税率を適用し申告した。
- 製造工程を輸出者に確認したところ、第三国産の潤滑油を輸入して小売容器に小分けしているという回答を得た。
- **日タイEPA品目別規則**
 - 2710.11 - 2710.19
項変更又は、
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること
- 中身を詰め替えただけでは、項の変更と化学反応のどちらもなく、品目別規則を満たさないので、貨物は**日タイEPA上のタイ原産品とは認められない**。

輸入者の皆様へ



輸入通関をよりスムーズに行い、一層の正確性を期すため、
原産地認定 についての

「文書による事前教示」 をご利用ください！

「文書による事前教示」とは、

輸入を予定している貨物の原産地を税関に文書で照会し、文書で回答を受け
ることができる制度で、

- 事前に一般特惠税率や経済連携協定税率の適用が可能か知ることができる
- 輸入申告時に回答書を添付することにより、原産地の認定がスムーズに行われ、貨物の引取りが早くなる
- 回答内容は、照会された商品の輸入通関審査に際し、3年間尊重されるなどのメリットがあります。

◎ 《 文書による事前教示照会書の様式の入手方法 》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からダウンロードできます。
- ・トップページのピックアップ中「 税関手続きの案内 税関様式及び記載要領」
→「関税法関係[C]」で様式の一覧表が表示されます。
- 原産地については、事前教示に関する照会書(原産地照会用) (C-1000-2)」

◎ 《 具体的な手続等に関しては、関税法基本通達7-17、7-18、7-19-2をご参照ください。》

- ・税関ホームページ (<http://www.customs.go.jp>) からご覧になれます。

原産地規則の理解を深めて頂くために・・・

- 東京税関業務部総括原産地調査官部門は、原産地規則を説明する講師（税関職員）を派遣します（全国を対象）。
- ご関心がありましたらお気軽にお問い合わせください。



無料

原産地規則を説明する講師を派遣します

現在、我が国では15の国・地域との経済連携協定（EPA）が発効しています。さらに、2016年2月にはTPP（環太平洋経済連携協定）が署名され、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）、日EUEPA、日中韓FTAなどの広域FTAの交渉が進められており、EPAの重要度がますます高まっています。

東京税関業務部総括原産地調査官部門では、EPA/FTA税率を利用した輸入に不可欠な原産地規則の理解を深めて頂くため、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に税関職員を講師として派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

- 説明内容
原産地規則の概要やケーススタディ 等
- 講 師
東京税関業務部総括原産地調査官部門職員
- 費 用
講演料、交通費等の負担は一切不要です。
※ただし、会場やスライド等の機材などは主催者側でご準備下さい。
また、申し込み多数の場合、ご要望に添えない場合もございます。
- 場 所
貴団体の所在地等（ご相談下さい。）

お問い合わせは！

東京税関業務部総括原産地調査官部門
TEL 03-3599-6612、FAX 03-3599-6429
E-mail tyo-gyomu-origin@customs.go.jp

ご不明の点があれば・・・

- ご質問・ご不明の点等がありましたら、お近くの税関又は貨物を輸入申告する税関の原産地規則担当部門(下記参照)にご照会下さい。

税関事前教示メールアドレス、連絡先、FAX番号一覧

税関	メールアドレス	電話番号	FAX番号
東京税関	tyo-gyomu-origin@customs.go.jp	03-3599-6527	03-3599-6429
横浜税関	yok-gensanchi@customs.go.jp	045-212-6174	045-201-7291
神戸税関	kobe-gensan@customs.go.jp	078-333-3097	078-333-3187
大阪税関	osaka-gensanchi@customs.go.jp	06-6576-3196	06-6576-0362
名古屋税関	nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp	052-654-4205	052-654-4184
門司税関	moji-gyomu@customs.go.jp	050-3530-8369	093-332-8397
長崎税関	nagasaki-gensanchi@customs.go.jp	095-828-8801	095-827-0580
函館税関	hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp	0138-40-4255	0138-45-8872
沖縄地区税関	oki-9a-gensanchi@customs.go.jp	098-943-7830	098-863-0390

上記の各税関原産地規則担当部門においては、原産地に係る文書による事前教示も受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

ご清聴ありがとうございました。

本資料の利用についての注意事項

本資料を著作権法上認められている「私的利用」の範囲を超えて複製・転載する場合には、下記までご連絡をお願いします。

東京税関業務部総括原産地調査官 TEL 03-3599-6612

本資料は、東京税関業務部総括原産地調査官において、作成日現在の法令に基づき作成しております。法令・制度等についての最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。